

【別紙 1】

起きてはならない最悪の事態の様相（例示）（計画策定時点）

（目標） 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（事態） 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
（二次災害を含む）

（様相の例示）

- 直下型地震が発生し、県内各地域で強い揺れに見舞われた。
- 耐震性が不十分な住宅、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物等、学校や老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、文化財登録施設などが倒壊した。
- さらに、強い揺れにより大規模な盛土造成地の崩壊により多くの住宅等が倒壊した。
- 倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。
- 市街地の各所で火災が発生し、倒壊した住宅やビル、電柱、信号機などが道路を塞ぎ、踏切の異常遮断や鉄道敷により市街地が分断され、さらに断水も発生したことから消火が十分にできず、延焼が拡大した。
- 避難路となるべき道路等が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。
- これらによって、多くの死傷者が発生した。

（事態） 1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・
浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生

（様相の例示）

- 大型台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に上昇し、堤防の越水又は決壊による河川氾濫により、家屋の倒壊や浸水、避難路の冠水が発生した。
- 排水施設の処理能力を超える降雨や、放流先の河川水位の上昇による排水ポンプの運転停止や河川からの逆流等により、内水氾濫が発生した。
- 浸水被害により避難路が寸断された。
- これらによって、避難の遅れた住民等に多くの死傷者が発生した。

（事態） 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後
年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（様相の例示）

○火山噴火

- 活火山（浅間山、草津白根山等）が噴火し、周辺市町村に、噴石、火砕流、融雪型泥流、火山灰の降下、溶岩流が発生した。
- 噴火後の集中豪雨により土石流が発生した。
- 道路も寸断され、住民等が孤立した。
- これらによって、避難の遅れた住民や観光客等に多くの死傷者が発生した。

○土砂災害

- 大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等による集中豪雨や地震により、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発した。
- 大規模な土砂災害も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に天然ダムを形成し、その後決壊した。
- 道路も寸断され、住民等が孤立した。

（事態）1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（様相の例示）

- 大雪や雪崩等により、道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両や孤立集落が発生した。
- 緊急車両等も到着することができず、多くの死傷者が発生した。

（事態）1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

（様相の例示）

- テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。
- 避難行動要支援者に対する避難支援の遅れにより、多数の死傷者が発生した。
- 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、県民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や県民生活への大きな影響が発生した。

（目標）2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（事態）2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（様相の例示）

- 高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、それ以外の緊急輸送道路については、土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。
- これによって、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道や道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。 ■ 自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難所などにあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。
<p>(事態) 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や積雪、洪水発生による長期間の浸水などにより道路が通行不能となり、多数の孤立集落が発生した。 ■ 道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。
<p>(事態) 2-3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 消防、警察、自衛隊等の施設、車両、資機材等に被害が出た。 ■ 救助・救急活動については、被害が県下広域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。 ■ 緊急輸送道路の通行止めや、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。 ■ 救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。
<p>(事態) 2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。 ■ 被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や寸断された緊急輸送道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。 ■ 医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。 ■ 福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。 ■ 被災した福祉施設の入所者は、相互応援協定に基づく応援施設等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。 ■ 在宅の要介護者や障害者等が避難する福祉避難所に一般避難者も殺到したため、福祉避難所としての機能が麻痺した。
<p>(事態) 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震等により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったこと

<p>などから不衛生な状況となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療従事者や医薬品の不足により十分な治療が受けられない状態が続いた。 ■ 避難所の寒さが厳しいうえ、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。
<p>(目標) 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p>
<p>(事態) 3-1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直下型地震により県内各地が大きな揺れに見舞われた。被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。 ■ 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出たうえ、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。 ■ 大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機の多くが滅灯した。 ■ 無秩序に走行する車や避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。
<p>(事態) 3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直下型地震により県職員及び市町村職員に多くの死傷者が出た。 ■ 出勤可能な職員においても、道路の途絶等により登庁できない状況に陥った。 ■ 行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。
<p>(目標) 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p>
<p>(事態) 4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、県内企業の生産力が大きく低下した。 ■ 製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働が停止した。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、緊急輸送道路の被害により、輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。
<p>(事態) 4-2 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急輸送道路やそれを補完する道路が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。 ■ 基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、農業生産ができない事態が発生した。
<p>(目標) 5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>
<p>(事態) 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔や電柱の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。 ■ 主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。 ■ 緊急輸送道路の通行止めや石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。
<p>(事態) 5-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常濁水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破裂した。 ■ 上水道の取水施設が損壊し機能停止した。 ■ このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。 ■ 異常濁水により、上水道の断水・減水、工業用水の不足による生産ラインの停止、農業用水の不足による農作物の生育障害等が発生し、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。
<p>(事態) 5-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。 ■ 下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。
<p>(事態) 5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</p>
<p>(様相の例示)</p>

- 県外を結ぶ道路は、トンネルの崩落や橋梁の落下などによる寸断や土砂崩れなど甚大な被害を受け、至るところで通行不能となり、支援物資等の輸送が困難になった。
- 県内の道路も同様に甚大な被害を受け、道路ネットワークは機能不全となり、救命救急作業や復旧作業等が迅速に行われない状況に陥った。
- 鉄道など公共交通機関も大きな被害を受け、長期間にわたって使用不能となった。

(目標) 6 制御不能な二次災害を発生させない

(事態) 6-1 治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(様相の例示)

- 想定を超える降雨により、ダムの洪水調節機能が失われ、下流部において洪水被害が発生した。
- 大規模な山腹崩壊が発生し、治水ダムに大量の土砂が流入することで、洪水調節機能が低下し、下流部において洪水被害が発生した。
- 大規模な道路脇の法面崩壊が発生し、落石対策施設等の機能が失われ、その後の落石により、交通が寸断された。
- 大規模地震が発生し、ため池堤体の決壊により、下流の人家や主要道路などの重要施設への洪水被害が発生した。
- 土砂災害により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。
- 豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、堤体からの越流により下流の農地や道路に冠水被害等が発生した。

(事態) 6-2 有害物質の大規模拡散・流出

(様相の例示)

- 工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害化学物質が周辺土壌や河川に流出等し、健康被害や土壌・水質汚染等の二次災害が発生した。

(事態) 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(様相の例示)

- 山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。
- 荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。
- 農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。
- 裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。

<p>(事態) 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p> <p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直下型地震が発生し、震源に近い地域では、甚大な被害が発生した。 ■ 県内の観光地では、地震の揺れがそれほど大きくなかった地域でも国内外から宿泊予約のキャンセルが相次いだ。 ■ 被災地での長引く余震から、直接被害のない観光地でも客足が戻らず、観光関連事業者は売上げが激減し、経営危機に瀕した。 ■ 有害化学物質の流出により土壌・水質汚染等の二次災害が発生したことによる風評被害から農林水産物の出荷が激減し、事業者は経営危機に瀕した。
<p>(目標) 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>
<p>(事態) 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 家屋倒壊や浸水被害等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。 ■ 悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。 ■ 広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。
<p>(事態) 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路啓開等を行うための人材に多くの死傷者が発生し、重機、資機材等にも被害が生じた。 ■ 被害が広域であるため、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。 ■ 河川氾濫に伴う、浸水域の緊急排水処理を行うための人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。 ■ 道路除雪を行うための人材や除雪機械等が不足したことにより、交通の復旧が大幅に遅れた。
<p>(事態) 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>(様相の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震で被害に遭った地域では、余震による家屋倒壊の危険等から避難生活が長期

化した。

- 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出たうえ、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。
- 長引く避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、治安も悪化したことから、その後の復興作業が大幅に遅れた。
- 大規模な土砂崩れが起きた被災地の住宅や、道路などの基幹インフラの復旧・復興作業を行うにあたり、地籍調査の未実施地区では土地の境界が全く分からず、地域コミュニティの崩壊のさなか、土地境界の立会いが全く進まないため、その後の復旧・復興が大幅に遅れた。

【別紙2】

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果（計画策定時点）

※【】内には、当該施策の担当部局等を記載

※（）内には、当該施策の「施策分野」を記載

※現状指標として記載した現状値は、（）内の年度末時点の値を記載

年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※現状指標の先頭の【】内に担当部局等を記載

【総】：総務部、【企】：企画部、【生】：生活文化スポーツ部、【こ】：こども未来部、

【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、【県】：

県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、【教】：教育委員会

事務局、【警】：警察本部

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）

【住宅・建築物等の耐震化】

【総務部、こども未来部、健康福祉部、県土整備部、病院局、教育委員会事務局】

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、それぞれ80.5%（H27）、82.6%（H26）となっている。全国平均（同82%（H25）、85%（H25））を下回っており、耐震化を一層促進する必要がある。また、多数の者が利用する建築物について、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

（住宅・都市／環境）

- 県内学校施設の耐震化率は、公立幼稚園92.7%（H28.4.1）、公立小中学校99.0%（H28.4.1）、公立高等学校99.9%（H28.4.1）、公立特別支援学校100%（H28.4.1）、私立学校91.2%（H28.4.1）となっている。学校施設については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

- 病院、社会福祉施設の耐震化率はそれぞれ77.1%（H27.9）、87.9%（H26）となっており、全国平均（同69.4%（H27.9）、87.9%（H26））並か上回っている状況であるが、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要である。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

（保健医療・福祉）

【空き家対策】 【県土整備部】

- 本県の空き家率は16.6%（H25）と、全国平均（13.5%（H25））を大きく上回り、また、

以前に比べ増加（14.4%（H20））している。大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、市町村等と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（住宅・都市／環境）

【鉄道施設、緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化】 【県土整備部】

- 県内の鉄道駅においては、全ての駅での耐震化が完了しておらず、災害発生時において大きな被害及び交通影響が想定されるため、施設の耐震化を促進する必要がある。

（交通・物流）

- 大規模地震により倒壊した建築物が、緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（交通・物流）

【造成宅地災害対策】 【県土整備部】

- 本県では、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップの作成及び公表がなされていない状況（全国平均（41%（H27）））である。変動予測調査の実施により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の災害対策を促進する必要がある。

（住宅・都市／環境）

【市街地の整備】 【県土整備部】

- 本県における市街化整備率は23.7%（H27）と遅れており、地震時等に危険な密集市街地など大規模火災のリスクの高い地域においては、土地区画整理等による避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等について関係者が連携して計画的に進める必要がある。

（住宅・都市／環境）

- 本県の幹線街路の整備率は49.7%（H26）と、全国平均（62.7%（H26））より遅れており、狭隘な街路や歩道の未整備、電線地中化の立ち後れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、国や市町村と連携を図り、街路整備を推進する必要がある。

（住宅・都市／環境）

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 県内の都市公園1,443箇所（H26）のうち防災公園として位置づけられている公園数は55箇所（H26）となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。

（住宅・都市／環境）

【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】 【県土整備部】

- 道路施設、都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽

化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、道路施設、公園施設、公営住宅を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(住宅・都市／環境) (交通・物流)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6% (H27) であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕及び路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している市町村の割合は、それぞれ62.9% (H28.11.10)、65.7% (H28.11.10)にとどまっており、指定に向けた取組を一層促進する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定している市町村は23市町村 (H28.11.10) にとどまっており、指定に向けた取組を促進する必要がある。
(保健医療・福祉)
- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解への取組を促進する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 避難行動要支援者名簿を作成している市町村は14市町村 (H27.4.1) であり、早期に全ての市町村において名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。また、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する必要がある。
(保健医療・福祉)

【被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備】 【県土整備部】

- 地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。

(住宅・都市／環境)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるが、その固定率は3.8% (H28.6.17) にとどまっていることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は90.5% (H27) 、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は45.5% (H25) となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要である。このため、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

(リスクコミュニケーション)

(現状指標)

【県】住宅の耐震化率 80.5% (H27) 全国 82% (H25)

【県】多数の者が利用する建築物の耐震化率 82.6% (H26) 全国 85% (H25)

【教】公立幼稚園の耐震化率 92.7% (H28.4.1) 全国 91.0% (H28.4.1)

【教】公立小中学校の耐震化率 99.0% (H28.4.1) 全国 98.1% (H28.4.1)

【教】公立高等学校の耐震化率 99.9% (H28.4.1) 全国 96.4% (H28.4.1)

【教】公立特別支援学校の耐震化率 100.0% (H28.4.1) 全国 99.1% (H28.4.1)

【総】私立学校の耐震化率 91.2% (H28.4.1) 全国 86.1% (H28.4.1)

【健】病院の耐震化率 77.1% (H27.9) 全国 69.4% (H27.9)

- 【健・こ】社会福祉施設の耐震化率 87.9% (H26) 全国 87.9% (H26)
- 【県】空き家率 16.6% (H25) 全国 13.5% (H25)
- 【県】大規模盛土造成地マップ公表率 策定中 (H27) 全国 41% (H27)
- 【県】幹線街路の整備率 49.7% (H26) 全国 62.7% (H26)
- 【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)
- 【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27)
- 【県】緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)
- 【県】インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)
- 【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27)
- 【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)
- 【県】市街地整備率 23.7% (H27)
- 【総】指定緊急避難場所を指定した市町村の割合 62.9% (H28.11.10)
- 【総】指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)
- 【総・健】福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)
- 【総・健】避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0% (H27.4.1) 全国 52.2% (H27.4.1)
- 【県】被災宅地危険度判定士登録者数 839名 (H27)
- 【県】被災建築物応急危険度判定士登録者数 1,770名 (H27)
- 【総】家具類の固定率 3.8% (H28.6.17)
- 【総】住宅用火災警報器の設置率 67.1% (H28.6.1) 全国 81.2% (H28.6.1)
- 【総】自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)
- 【総】ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)
- 【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 90.5% (H27)
- 【総】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(私立) 45.5% (H25) 全国52.0% (H25)

1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生

【治水施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 浸水被害が発生しないよう、洪水により氾濫が想定される区域（81.5km²（H27））において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進めていく必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生することから、県が管理する堤防区間（413km（H27））について、引き続き堤防の安全性を確認する点検調査、及び対策が必要な箇所の堤防補強を進めていく必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 堤防が越水により決壊するまでの時間を長くし、住民の避難時間を稼ぐため、引き続き、県が管理する堤防区間（413km（H27））のうち、未舗装区間（234km（H27））の堤防天端舗装を進めていく必要がある。
（国土保全／土地利用）

【治水施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）は建設後20年を超えるものが64%（H27）あるなど、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。
（国土保全／土地利用）

【洪水からの住民避難を促す河川情報の提供】 【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、対象となる水位周知河川等19河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図への見直しが義務づけられたことから、速やかに浸水想定区域図の見直しを行い、それに基づきハザードマップが早期に見直されるよう、作成主体となる19市町に対して支援を行う必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 水位雨量観測システムは、稼働後10年が経過（H27）して、交換部品の枯渇などによりシステム停止や欠測などの危険性が高くなっていることから、確実に情報収集及び伝達が行えるようシステム改修を早急に進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 河川の状況をリアルタイムで見ることができる河川監視カメラの設置を進めるとともに、監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるようホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の位置や状況などの情報共有を図ることが迅速な水防活動等につながるため、関係者（市町村、水防団、自治会等）と出水期前に合同で点検を実施するなど、重要水防箇所の周知を図る必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 住民避難に資する情報提供について、現在は水位周知河川等19河川で行っているが、今般の全国的な洪水被害を踏まえ、それ以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、水位周知河川の追加指定や水位計・監視カメラの新たな設置などにより、河川の情報を迅速に提供していく必要がある。

(国土保全／土地利用)

【内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成】 【県土整備部】

- 県内においては、改正水防法に基づく内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップが作成されていないため、早期に作成されるよう市町村への支援を行う必要がある。

(住宅・都市／環境)

【浸水の早期解消】 【県土整備部】

- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

(国土保全／土地利用)

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町村において、気象情報や河川水位等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準が策定されているが、その基準に基づき、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している市町村の割合は、それぞれ62.9% (H28.11.10)、65.7% (H28.11.10)にとどまっており、指定に向けた取組を一層促進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされ

た福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定している市町村は23市町村（H28. 11. 10）にとどまっており、指定に向けた取組を促進する必要がある。

（保健医療・福祉）

- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解への取組を促進する必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

- 避難行動要支援者名簿を作成している市町村は14市町村（H27. 4. 1）であり、早期に全ての市町村において名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。また、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する必要がある。

（保健医療・福祉）

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、国土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

（交通・物流）（国土保全／土地利用）

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は90.5%（H27）、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は45.5%（H25）となっている。児童・生徒が自然災害に対する

正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが効果的である。このため、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

(リスクコミュニケーション)

(現状指標)

【県】洪水により氾濫が想定される区域の面積 81.5km² (H27)

【県】洪水ハザードマップの対象区域拡大等支援のための浸水想定区域図の拡充箇所数
0箇所 (H27)

【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27)

【県】緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)

【県】インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

【総】市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率 (水害)
94.7% (H27. 12. 1) 全国 88.9% (H27. 12. 1)

【総】指定緊急避難場所を指定した市町村の割合 62.9% (H28. 11. 10)

【総】指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28. 11. 10)

【総・健】福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28. 11. 10)

【総・健】避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0% (H27. 4. 1) 全国 52.2% (H27. 4. 1)

【総】自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)

【総】ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)

【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 90.5% (H27)

【総】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(私立) 45.5% (H25) 全国 52.0% (H25)

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

【火山災害対策】 【総務部、環境森林部、県土整備部 他】

- 火山ごとに噴火規模や噴火様式も異なり、噴石、降灰や火砕流などの噴火現象も複合的に発生し、一度噴火をすると長期化することも考えられる。火山活動により周辺には変化に富んだ景観が形成され、また多くの温泉が育まれるなど、年間を通じて多くの観光客や登山者が訪れ、観光施設や宿泊施設も立地している。これらのことから、火山ハザードマップや避難計画の策定、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討には、火山ごとに解決すべき多くの課題と調整事項があり、かなりの時間を要する。

（国土保全／土地利用）

【治山施設等の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 周辺の森林で治山事業が実施された集落率は68.4%（H27）であり低位である。林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。

（国土保全／土地利用）

- 治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

（国土保全／土地利用）

【山地防災情報の周知】 【環境森林部】

- 山地防災情報は従来市町村等へ提供しているが、地域住民への更なる周知が課題である。地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む必要がある。

（国土保全／土地利用）

【森林の整備】 【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は2,790.0ha（H27）であり、森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。

（国土保全／土地利用）

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設について、現時点では土砂災害対策推進計画に対し、整備が遅れている状況であることから、今後は、更なる進捗を図る必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による改築が必要である。現在、既存施設を活用した改築整備を進めているが、今後も土砂災害から県民の人命、財産を守るため、整備を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 施設背面への土砂堆積などにより砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性は高くなることから、機能保全の対策が必要である。今後、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進めて行く必要がある。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】 【県土整備部】

- 本県における土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定は平成26年度で完了したが、その後の災害発生や開発等により現地状況が変化し、警戒体制の整備や住民の避難に影響が出ることが懸念されるため、定期的(概ね5年毎)に再調査を行う必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、県と前橋地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を発表しているが、現在の知見では場所や時間の特定が困難で、空振りが多発しており、迅速な警戒避難体制への移行に影響が出ることが懸念されることから、更なる精度、機能向上のため、市町村等の意見を踏まえシステム改修や各種ツールの開発を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 市町村による土砂災害ハザードマップ作成を支援するため各種データやツールを提供しているが、ハザードマップ作成率は81% (H27) と、市町村の人的・財政的な課題から作成が進んでいないことから、働きかけを継続する必要がある。また、土砂災害警戒区域を有する県内27市町村における区域ごとの実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を促進するため、市町村を支援する必要がある。

(国土保全／土地利用)

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 土砂災害発生のおそれのある時に円滑かつ迅速な避難を確保するために、気象情報や土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準を策定している市町村は、81.5% (H27.12.1) となっている。早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する必要がある。また、その基準を活用して、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している市町村の割合は、それぞれ62.9% (H28.11.10)、65.7% (H28.11.10)にとどまっており、指定に向けた取組を一層促進する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定している市町村は23市町村 (H28.11.10) にとどまっており、指定に向けた取組を促進する必要がある。
(保健医療・福祉)
- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解への取組を促進する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 避難行動要支援者名簿を作成している市町村は14市町村 (H27.4.1) であり、早期に全ての市町村において名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。また、名簿情報に基づき具体的な避難方法を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する必要がある。
(保健医療・福祉)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6% (H27) であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は90.5% (H27)、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は45.5% (H25) となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにともつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが効果的である。このため、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

(リスクコミュニケーション)

(現状指標)

【総】 具体的で実践的な避難計画の策定市町村数 (火山) 0市町村 (H27)

【環】 山腹崩壊危険地区内の危険箇所対策数 (対象:地区内に要配慮者利用施設が分布する箇所) 3箇所 (H27)

【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落率 68.4% (H27)

【環】 民有林治山事業施工面積 370ha (H27)

【環】 間伐等森林整備面積 2,790.0ha (H27)

【県】 土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 39% (H27)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

- 【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【総】 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率（土砂災害）
81.5% (H27.12.1) 全国 92.3% (H27.12.1)
- 【総】 指定緊急避難場所を指定した市町村の割合 62.9% (H28.11.10)
- 【総】 指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)
- 【総・健】 福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)
- 【総・健】 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0% (H27.4.1) 全国 52.2% (H27.4.1)
- 【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)
- 【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)
- 【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 90.5% (H27)
- 【総】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(私立) 45.5% (H25) 全国 52.0% (H25)

1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【道路等の防雪設備や関連施設等の整備】 【県土整備部】

- 大雪時においては、雪崩、路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設の整備や、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく、計画的な点検・調査、維持補修や更新を実施する必要がある。

(交通・物流)

【雪崩対策施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 雪崩対策施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し雪崩対策施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 大雪時に備え、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備しているが、除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の計画的な増強とともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

(交通・物流)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

【住民等への情報伝達】 【総務部、企画部、県土整備部】

- 住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備や市町村におけるJ-アラートの自動起動機の整備（整備率100%）、緊急速報メールへの対応（契約率100%）などの取組を進めている。この内、市町村防災行政無線（同報系）の整備率及びデジタル化率は、それぞれ77.1%（H27）、31.4%（H27）となっている。全国平均（78.3%（H27）、45.3%（H27））を下回っており、整備及びデジタル化を一層促進する必要がある。Lアラートについては41都道府県（H28.8.1）で情報発信しており、本県においても総合防災情報システムの稼働に伴う情報発信体制を整える必要がある。

また、情報通信環境には、携帯電話エリアカバー率は99.99%（H27）、高速ブロードバンド世帯カバー率99.92%（H27）（ブロードバンドは100%）など、その取組は着実に進められている。

県民が必要とする災害情報の充実に向け、災害発生時に情報を一斉に迅速かつ的確に周知することのできる市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化やL-アラートの早期導入・適切な運用に加え、ホームページ、Twitterなど情報発信の多様化を図る必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害時における行政機関相互の通信手段の確保】 【総務部】

- 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムを整備している。今後も県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【山地防災情報の周知】 【環境森林部】

- 山地防災情報は従来、市町村等へ提供しているが、地域住民への更なる周知が課題である。地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む必要がある。（国土保全／土地利用）

【防災情報の精度向上及び迅速な提供】 【県土整備部】

- 関係機関や県民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の精度向上や迅速な提供を行う必要がある。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善や、道路情報提供装置等の整備、改修を行う必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 洪水や土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町村においては、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準を策定しておく必要がある。その策定状況は、水害が94.7% (H27.12.1)、土砂災害が81.5% (H27.12.1) となっており、早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する必要がある。また、その基準に基づき、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【災害時要配慮者支援】 【総務部、健康福祉部、生活文化スポーツ部】

- 避難行動要支援者名簿を作成している市町村は14市町村 (H27.4.1) であり、早期に全ての市町村において名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。また、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する必要がある。

(保健医療・福祉)

- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県では、市町村等と連携して、災害時通訳ボランティアの養成講座の開催(毎年50人)や災害時多言語支援センターの運営、外国人住民が避難所の生活を模擬体験できる訓練を実施している。この取組を今後も継続することにより、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する必要がある。

(保健医療・福祉)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は90.5% (H27)、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は45.5% (H25) となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにともつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが効果的である。このため、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。

(リスクコミュニケーション)

【防災訓練の充実】 【関係部局等】

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの県民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(リスクコミュニケーション)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

(現状指標)

【総】市町村防災行政無線（同報系）整備率

77.1% (H27) 全国 78.3% (H27)

【総】市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化 31.4% (H27) 全国 45.3% (H27)

【総】L-アラートによる情報発信

準備中 (H28. 8. 1) 全国 運用中 41都道府県 (H28. 8. 1)

【総】市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率

(水害) 94.7% (H27. 12. 1) 全国 88.9% (H27. 12. 1)

(土砂災害) 81.5% (H27. 12. 1) 全国 92.3% (H27. 12. 1)

【総・健】避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合

40.0% (H27. 4. 1) 全国 52.2% (H27. 4. 1)

【総】自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)

【総】ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)

【総】防災訓練を実施した市町村 28市町村 (H26) 全国 7,457市区町村 (H26)

【警】信号機電源付加装置の整備 101台 (H27) 全国 8,092台 (H27)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【食料等の備蓄】 【総務部】

- 全ての家庭において3日分以上の食料等の備蓄を推奨しているが、その備蓄割合は23.0%（H28.6.17）にとどまっている。家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 市町村における備蓄については、その取組みに差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 県における備蓄については、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【支援物資の供給に係る連携体制等の整備】 【総務部、健康福祉部、産業経済部】

- 災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。
（産業）（保健医療・福祉）

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、埼玉県、新潟県との三県防災協定や福島県、茨城県、栃木県、新潟県との五県防災協定、関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定を締結している。協定の実効性をより高めるためには、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を策定する必要がある。また、市町村においても受援計画が策定されていないことから、併せて、策定の取組を促進する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、支援物資が滞留しないよう機能的な物資倉庫にする必要があり、物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する必要がある。
（交通・物流）

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 県内の道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しているが、今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。
(交通・物流)

【水道施設の耐震化・老朽化対策】 【健康福祉部、企業局】

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41.5%(H26)、浄水施設が4.9%(H26)、配水池が35.4%(H26)となっているが、基幹管路を除き全国水準を下回っている。施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
(住宅・都市/環境)
- 県営の上水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から耐震化の工事を進める必要がある。
(住宅・都市/環境)

【応急給水体制等の整備】 【健康福祉部、企業局】

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。
(住宅・都市/環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%(H27)であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
(交通・物流) (国土保全/土地利用)

【ヘリコプターの運航確保】 (総務部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。
(行政機能/警察・消防等/教育/情報通信)

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約28年が経過（H28）し、施設の老朽化が進行していることから、非常用発電の更新など老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う必要がある。

（交通・物流）

【要配慮者（難病患者等）への医療的支援】 【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要である。現在、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定率は19.2%（H27）であることから、引き続き策定を進める必要がある。

（保健医療・福祉）

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活文化スポーツ部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

（保健医療・福祉）

（現状指標）

【総】 家庭における食料の備蓄割合（3日分以上） 23.0%（H28.6.17）

【総】 県備蓄食料の目標に対する割合 105.9%（H28.4.1）

【総】 県における受援・応援計画の策定（率） 未策定（H27） 全国 31.9%（H27）

【総】 市町村における受援計画の策定率 0%（H27） 全国 11.3%（H27）

【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5%（H26） 全国 36.0%（H26）

【健】 上水道の浄水施設の耐震化率 4.9%（H26） 全国 23.4%（H26）

【健】 上水道の配水池の耐震化率 35.4%（H26） 全国 49.7%（H26）

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6%（H27）

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所（H27）

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100%（H22）

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人（H27）

【県】 通学路の歩道整備率 84.1%（H27）

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3%（H27）

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所（H27）

【健】 災害時個別プラン策定率 19.2%（H27）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保している集落の割合は44.0%（H25）にとどまっていることから、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【ヘリコプター離着陸可能場所の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所がある集落の割合は13.3%（H25）にとどまっていることから、引き続き、市町村と連携し、離着陸場所の確保を促進する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【山地災害の防止、災害に強い交通網整備】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 周辺の森林で治山事業が実施された集落率は68.4%（H27）であり低位である。林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 間伐等森林整備面積は2,790.0ha（H27）であり、森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点をつなぐ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域をつなぐ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、沿道建築物の耐震化、代替道路の整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
（交通・物流）、（国土保全／土地利用）

【孤立集落アクセスルートの確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断により孤立の恐れのある集落を結ぶ路線の防災対策は完了しておらず、災害時の道路通行規制により孤立が発生し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になることが想定されるため、落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル及びスノーシェッド等の老朽化対策、代替道路の整備などにより、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する必要がある。
(交通・物流)

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 大雪時に備え、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備しているが、除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の計画的な増強とともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。
(交通・物流)

【要配慮者（難病患者等）への医療的支援】 【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要である。現在、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定率は19.2% (H27) であることから、引き続き策定を進める必要がある。
(保健医療・福祉)

【ヘリコプターの運航確保】 (総務部、健康福祉部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県等との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約28年が経過 (H28) し、施設の老朽化が進行していることから、非常用発電の更新など老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う必要がある。
(交通・物流)
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。
(保健医療・福祉)

(現状指標)

【総】 孤立のおそれのある集落における非常用通信設備整備済み集落の割合
44.0% (H25) 全国 48.1% (H25)

【総】 孤立のおそれのある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済み集落の割合
13.3% (H25) 全国 18.0% (H25)

【健】 災害時個別プラン策定率 19.2% (H27)

- 【健】 災害拠点病院のヘリポート整備数 7病院 (H27)
- 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27)
- 【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H22)
- 【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

2-3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足

【災害対応力の強化】 【総務部、健康福祉部、県土整備部、警察本部】

- 消防、警察等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団においては、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数が減少傾向にある中で、団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化、ドクターヘリの運航体制の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）（産業）
- 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る必要がある。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成していく必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）
- 救助・救急活動等について、県外から派遣される緊急消防援助隊の受入等における調整機能の充実を図る必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）

【消防関係施設の耐震化】 【総務部】

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の耐震化率は、74.7%（H26）となっており、耐震化・耐災害性の強化をより一層促進することが必要である。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 警察施設の耐震化率は、100%（H28）となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う必要がある。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保】 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。また、他県からくる物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、県内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。
(産業)

【ヘリコプターの運航確保】 (総務部、健康福祉部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県等との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約28年が経過(H28)し、施設の老朽化が進行していることから、非常用発電の更新など老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う必要がある。
(交通・物流)
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。
(保健医療・福祉)

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 県内の道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しているが、今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。
(交通・物流)

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 県内の都市公園1,443箇所(H26)のうち防災公園として位置づけられている公園数は55箇所(H26)となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。
(住宅・都市／環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%(H27)であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸

送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。

(行政機能/警察・消防等/教育/情報通信)

- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する必要がある。

(行政機能/警察・消防等/教育/情報通信)

(現状指標)

【総】 消防関係施設の耐震化率 74.7% (H26) 全国 86.1% (H26)

【警】 警察施設の耐震化率 100% (H28)

【総】 緊急消防援助隊への登録数 90隊 (H27)

【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)

【警】 信号機電源付加装置の整備台数 101台 (H27) 全国 8,092台 (H27)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H22)

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

【病院、社会福祉施設の耐震化】 【こども未来部、健康福祉部、病院局】

- 病院、社会福祉施設の耐震化率はそれぞれ77.1% (H27.9)、87.9% (H26)となっており、全国平均(同69.4% (H27.9)、87.9% (H26))並か上回っている状況であるが、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要である。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。
(保健医療・福祉)

【災害拠点病院の体制強化】 【健康福祉部】

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院については、全17病院中、移転新築予定の1病院を除き、全てが耐震化済みであるが、引き続き防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）の強化を図る必要がある。
(保健医療・福祉)
- 老朽化が進む前橋赤十字病院の移転新築にあたり、同病院の持つ災害時広域搬送拠点、基幹災害拠点病院、高度救命救急センター等の機能の充実を図る必要がある。
(保健医療・福祉)

【災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援】 【健康福祉部】

- 災害時における医療確保のため、DMATの技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催している。災害医療体制の整備のため、今後も群馬DMAT研修の実施等を通じて、DMAT養成を推進する必要がある。
(保健医療・福祉)

【災害医療に関わる人材の育成】 【健康福祉部】

- 災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要がある。
(保健医療・福祉)

【ヘリコプターの運航確保】 【総務部、健康福祉部、県土整備部】

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県等との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートは、供用開始から約28年が経過(H28)し、施設の老朽化が進行していることから、

非常用発電の更新など老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う必要である。

(交通・物流)

- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。

(保健医療・福祉)

【災害福祉支援ネットワークの推進】 【こども未来部、健康福祉部】

- 社会福祉施設が被災した場合の相互応援について協定を締結（H27）している。今後は、協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る必要がある。

(保健医療・福祉)

- 災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

(保健医療・福祉)

【福祉避難所の指定、周知】 【総務部、健康福祉部】

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定している市町村は23市町村（H28. 11. 10）にとどまっており、指定に向けた取組を促進する必要がある。

(保健医療・福祉)

- 福祉避難所については、その周知が十分になされておらず、被災された要配慮者に必要な支援が行き届いていないのではとの指摘が災害発生の際になされている。災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、市町村はあらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。

(保健医療・福祉)

【緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保】 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。また、他県からくる物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、県内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

(産業)

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 県内の道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結し

ているが、今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。

(交通・物流)

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 県内の都市公園1,443箇所(H26)のうち防災公園として位置づけられている公園数は55箇所(H26)となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。

(住宅・都市/環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%(H27)であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(現状指標)

【健】 災害拠点病院の耐震化率 94.1% (H27)

【健】 病院の耐震化率 77.1% (H27.9) 全国 69.4% (H27.9)

【健・こ】 社会福祉施設の耐震化率 87.9% (H26) 全国 87.9% (H26)

【健】 日本DMATの養成 46チーム (H27) 全国平均 32チーム (H27)

※全国平均は、全国1,508チームを都道府県数47で除したものの

【健】 災害医療コーディネート研修 年1回 (H27)

【健】 災害拠点病院のヘリポート整備数 7病院 (H27)

【総・健】 福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【感染症対策】 【健康福祉部】

- 災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。

予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率は、第1期が96.0%、第2期が94.9% (H27) となっている。第1期については目標である95%を上回っているものの、全国平均(96.2% (H27))を下回っており、また、第2期については目標値を下回っていることから、接種率の向上に向けた普及啓発等により一層努めていく必要がある。

(保健医療・福祉)
- 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。

(保健医療・福祉)

- 感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策(発生予防・拡大防止等)を実施する感染症制御チーム(ICAT)結成の検討を進めるとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。

(保健医療・福祉)

【家畜防疫】 【農政部】

- 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておくことが必要である。

(産業)

【汚水処理施設の耐震化・老朽化対策】 【県土整備部】

- 県管理の下水道管路の耐震化率は98.4% (H27) であり、その他、未対策の処理場施設も残っている状況である。大規模地震時において継続的な汚水処理施設の利用ができるよう、下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を進める必要がある。

(住宅・都市/環境)

- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネージメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める

必要がある。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策を促進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

(住宅・都市／環境)

【事業継続計画（下水道BCP）の策定】 【県土整備部】

- 大規模災害時における下水道事業を継続するための計画である下水道BCPについては、県及び下水道事業実施市町村（29市町村）のうち、51.7%（県及び15市町村）（H27）しか計画を策定していないことから、残る14市町村の策定を促進する必要がある。

(住宅・都市／環境)

(現状指標)

【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率

第1期 96.0% 第2期 94.9% (H27)

全国 第1期 96.2% 第2期 92.9% (H27)

【県】 下水管路の耐震化率 98.4% (H27)

【県】 下水道BCP策定率 51.7% (H27)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 警察施設の耐震化率は、100% (H28) となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【被留置者の逃走・事故防止】 【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する必要がある。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

(現状指標)

【警】 警察施設の耐震化率 100% (H28)

【警】 信号機電源付加装置の整備台数 101台 (H27) 全国 8,092台 (H27)

3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県では、業務継続計画を策定済みであるが、継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。また、市町村における業務継続計画の策定率は、25.7% (35市町村中9市町) (H28.4.1) であり、策定に向けての支援及び継続的な見直しの促進を図る必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【県ICT部門における業務継続体制の整備】 【企画部】

- 県では、大規模地震を想定した群馬県ICT部門業務継続計画(ICT-BCP)を策定し、現在、30のネットワーク及び情報システムを重要システムとして、緊急時対応体制等を定めるほか、情報システム等毎に脆弱性の評価、改善等を行っている。また、重要システムの内、データの遠隔地へのバックアップを希望する6システムのデータを一括して遠隔地にバックアップするシステムを構築し、運用を行っている。今後も、被災時に重要システムに依存する業務が継続できるよう、定期的にICT-BCPの見直しを行っていく必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【県及び市町村庁舎の耐震化】 【総務部】

- 県では、大規模地震等の災害発生時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎等14棟については、すべて耐震化を完了している。今後は、吊り天井やエレベーターの耐震対策を実施する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 市町村における災害応急対策の拠点となる市町村庁舎の耐震化率は56.3% (H26) にとどまっており、耐震化を促進する必要がある。また、併せて吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、埼玉県、新潟県との三県防災協定や福島県、茨城県、栃木県、新潟県との五県防災協定、関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定を締結している。協定の実効性をより高めるためには、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を策定する必要がある。また、市町村においても受援計画が策定されていないことから、併せて、策定の取組を促進する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【応急対策物資等の調達】 【会計局】

- 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を策定（改訂版）したところである。今後、大規模災害時において各所属が迅速な対応をとれるよう、説明会等を通じて当該マニュアルについて周知し、実効性の向上を図る必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【災害時における行政機関相互の通信手段の確保】 【総務部】

- 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムを整備している。今後も県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

(現状指標)

【総】 市町村における業務継続計画の策定率

25.7% (35市町村中9市町) (H28.4.1) 全国 41.9% (H28.4.1)

【総】 災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎の耐震化率

56.3% (H26) 全国 71.2% (H26)

【総】 県における受援・応援計画の策定率 (率) 未策定 (H27) 全国 31.9% (H27)

【総】 市町村における受援計画の策定率 0% (H27) 全国 11.3% (H27)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27)

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H22)

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】 【産業経済部】

- 平成27年度に行った県内事業者へのアンケート調査によると、BCP策定済みまたは策定中は20.7%、策定検討中は17.4%、予定無しやBCPを知らない企業は61.8%となっている。大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、引き続き、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のBCP策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。

（産業）

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】 【農政部】

- 大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

（産業）

【事業者への金融支援】 【環境森林部、農政部、産業経済部】

- 被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。

（産業）

【エネルギー供給体制の整備】 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

（産業）

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装

修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

(現状指標)

- 【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定数 121社 (H28.9.30)
- 【総】災害時対応LPガス中核充填所数 10箇所 (H27)
- 【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)
- 【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)
- 【県】緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)
- 【県】インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)
- 【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27)
- 【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

4-2 食料等の安定供給の停滞

【農業生産基盤の整備】 【農政部】

- 老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、平成25年度までに、県で造成した基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、16地区で計画に基づく保全対策工事を完了または実施中である。引き続き、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。
(国土保全／土地利用)
- 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼすおそれのある135の基幹農業水利施設では、その施設の有すべき耐震性能等の確認には至っていない状況である。今後、それら施設について、地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する必要がある。また、周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しも必要である。
(国土保全／土地利用)
- 自然災害発生時の応急復旧等への迅速な対応が図られるよう、施設管理者に対して業務継続計画（BCP）の策定を進める中、1地区の策定に留まる状況である。引き続き施設管理者に対して、計画の必要性・有効性の周知及び策定を推進し、農業生産への影響を最小限に留める必要がある。
(国土保全／土地利用)
- 農地の基盤整備率は62.0%（H26）で全国平均の69.0%（H26）を下回っており、農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。
(産業)
- 農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有していることから、農道保全対策計画に基づいた整備を関係市町村との連携を強化して推進する必要がある。
(交通・物流)

【被災農地等の早期復旧支援】 【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備について引き続き推進する必要がある。
(産業) (国土保全／土地利用)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路

等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(現状指標)

- 【農】 基幹農業水利施設の保全対策着手地区 16地区 (H27)
- 【農】 農業水利施設の耐震性能確認率 0% (H27)
- 【農】 業務継続計画を策定した土地改良区数 1土地改良区 (H27)
- 【農】 基盤整備率(水田・畑) 62.0% (H26) 全国 69.0% (H26)
- 【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)
- 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)
- 【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)
- 【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)
- 【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【エネルギー供給体制の整備】 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

(産業)

【再生可能エネルギーの導入促進】 【環境森林部】

- 平成24年7月から始まった固定価格買い取り制度を契機として、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が増加している。本県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を推進する必要がある。

(産業)

- 非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。

(産業)

- 電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に進むよう、引き続き情報把握に努める必要がある。

(産業)

【県企業局（電気事業）の災害対応力の強化】 【企業局】

- 災害時にも発電所が稼働できるよう県企業局の事業継続計画（BCP）の策定や災害時における燃料の確保などにより体制整備を図っている。今後も継続的に見直しを行い、実効性の向上を図る必要がある。

(産業)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の

無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(現状指標)

- 【総】 災害時対応LPガス中核充填所数 10箇所 (H27)
- 【環】 再生可能エネルギー導入量 40億kWh/年 (H26)
- 【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)
- 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)
- 【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)
- 【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)
- 【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

5-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常濁水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）

【水道施設の耐震化・老朽化対策】 【健康福祉部、企業局】

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41.5% (H26)、浄水施設が4.9% (H26)、配水池が35.4% (H26)となっているが、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
(住宅・都市／環境)
- 県営の上水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から、耐震化の工事を進める必要がある。
(住宅・都市／環境)

【工業用水道施設の耐震化・老朽化対策】 【企業局】

- 県営の工業用水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から、耐震化の工事を進める必要がある。
(産業)

【県企業局（水道事業、工業用水道事業）の災害対応力の強化】 【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画（BCP）について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る必要がある。
(住宅・都市／環境) (産業)

(現状指標)

【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5% (H26) 全国 36.0% (H26)

【健】 上水道の浄水施設の耐震化率 4.9% (H26) 全国 23.4% (H26)

【健】 上水道の配水池の耐震化率 35.4% (H26) 全国 49.7% (H26)

【企業】 県工業用水道施設（水管橋）の耐震化率 88.2% (H27)

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【汚水処理施設の耐震化・老朽化対策】 【県土整備部】

- 県管理の下水道管路の耐震化率は98.4%（H27）であり、その他、未対策の処理場施設も残っている状況である。大規模地震時において継続的な汚水処理施設の利用ができるよう、下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を進める必要がある。
（住宅・都市／環境）
- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策を促進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
（住宅・都市／環境）

【事業継続計画（下水道BCP）の策定】 【県土整備部】

- 大規模災害時における下水道事業を継続するための計画である下水道BCPについては、県及び下水道事業実施市町村（29市町村）のうち、51.7%（県及び15市町村）（H27）しか計画を策定していないことから、残る14市町村の策定を促進する必要がある。
（住宅・都市／環境）

（現状指標）

【県】 下水管路の耐震化率 98.4%（H27）

【県】 下水道BCP策定率 51.7%（H27）

5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【群馬がはばたくための7つの交通軸構想】 【県土整備部】

- 7つの交通軸構想に基づく道路整備を推進しているが、整備が完了していない路線があるため、大規模災害時において、広域的な道路ネットワークが機能しないことが懸念される。そのため、引き続き、7つの交通軸の主軸の整備とともに、主軸とスマートICを含む高速インターチェンジなどを結ぶ交差道路の整備を推進することで、大規模災害時において県内外から被災地域への、円滑かつ迅速な救急・救命活動や緊急物資の輸送、復旧・復興を支援するための、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要がある。

(交通・物流)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%(H27)であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【道路施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 本県が管理する道路橋梁は、20年後(H48)には約76%が建設から50年を経過するなど、道路施設の老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し、道路施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(交通・物流)

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】 【県土整備部】

- 経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されることから、鉄道・路線バス事業者に対し、車両や

従業員の確保等の支援を行う必要がある。

(交通・物流)

- 県内の鉄道駅においては、全ての駅での耐震化が完了しておらず、災害発生時において大きな被害及び交通影響が想定されるため、施設の耐震化を促進する必要がある。

(交通・物流)

(現状指標)

【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27)

【県】緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)

【県】インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)

【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】 【農政部】

- 地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、県内に存在するため池505箇所について、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む必要がある。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう市町村が策定するハザードマップの作成支援に取り組む必要がある。特に、「防災重点ため池」と位置づけた耐震検証に優先的に取り組むため池126箇所について、耐震検証の進捗率は38.9% (H27) で、全国平均29.0% (H27) を上回っているが、ハザードマップ作成の進捗率は23.0% (H27) と全国平均38.5% (H27) と遅れている。引き続きその取組を重点的に推進する必要がある。
(国土保全／土地利用)
- 県内のため池は明治以前に築造されたものが多く、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽化が進行しているため、国庫補助事業等を活用し、計画的に改修に取り組む必要がある。
(国土保全／土地利用)

【総合的な治水・土砂災害対策】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 治水、土砂災害防止施設の整備等を進めているが、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。
(国土保全／土地利用)

【治山施設の機能維持】 【環境森林部】

- 治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。
(国土保全／土地利用)

【農地の保全】 【農政部】

- 地すべり防止施設について、機能確保のために適切な維持管理を行う必要があるが、県内9箇所（農水省所管）の地すべり指定地について、施設の長寿命化を図る機能保全計画の策定が未着手となっている。機能保全計画の策定を計画的に進め、農地を含めた国土保全を図る必要がある。
(国土保全／土地利用)

【森林の整備】 【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は2,790.0ha (H27) であり、森林が有する土砂災害等を防止する国土

保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。

(国土保全／土地利用)

【治水施設の機能保全・老朽化対策】 【県土整備部】

- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）は建設後20年を超えるものが64%（H27）あるなど、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害防止施設の機能保全・老朽化対策】 【県土整備部】

- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による改築が必要である。現在、既存施設を活用した改築整備を進めているが、今後も土砂災害から県民の人命、財産を守るため、整備を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 施設背面への土砂堆積などにより砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性は高くなることから、機能保全の対策が必要である。今後、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

(国土保全／土地利用)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6%（H27）であるなど、緊急輸送道路

等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(現状指標)

- 【農】 防災重点ため池の耐震検証の進捗率 38.9% (H27) 全国 29.0% (H27)
- 【農】 防災重点ため池のハザードマップ作成の進捗率 23.0% (H27) 全国 38.5% (H27)
- 【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)
- 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)
- 【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)
- 【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)
- 【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)
- 【県】 洪水により氾濫が想定される区域の面積 81.5km² (H27)
- 【県】 土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 39% (H27)

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

【有害物質の拡散・流出防止対策】 【環境森林部】

- 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出するといった、水質汚濁事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、群馬県水質汚濁事故対応要綱に基づき、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。

(住宅・都市環境)

- 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が大気中へ拡散するといった、大気汚染事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、法令に則った施設の維持管理が求められており、その内容を広く啓発し、適正な維持管理を徹底する必要がある。

(住宅・都市環境)

【有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練】 【総務部】

- 化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【治山施設等の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 周辺の森林で治山事業が実施された集落率は68.4%（H27）であり低位である。林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。
（国土保全／土地利用）
- 治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。
（国土保全／土地利用）

【森林の整備】 【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は2,790.0ha（H27）であり、森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。
（国土保全／土地利用）

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】 【農政部】

- 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる必要がある。
（産業）

【耕作放棄地の発生抑制と再生支援】 【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。
（産業）

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】 【農政部】

- 農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されている。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。
（国土保全／土地利用）

（現状指標）

- 【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落率 68.4% (H27)
- 【環】 民有林治山事業施工面積 370ha (H27)
- 【環】 間伐等森林整備面積 2,790.0ha (H27)
- 【農】 多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数 395集落 (H27)
全国 53,189集落 (H27)

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】 【関係部局等】

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。
(リスクコミュニケーション)

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で

きる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策の推進】 【環境森林部】

- 災害により発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)は、全て一般廃棄物として、市町村に処理責任があるが、大規模災害時には、市町村の職員や廃棄物処理施設が被災する、市町村の廃棄物処理施設の能力を遙かに超える廃棄物が発生する、また、市町村で対応できない多種多様な廃棄物が発生するなどの事態も予想される。

このため、将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図る必要があることから、群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定した。

県内各市町村における、災害廃棄物処理計画の策定率は2.9%(H27)となっており、全国平均の33%(H26)と比べて低いことから、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、域内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針である市町村災害廃棄物処理計画を策定し、国・県・県内市町村・民間業者等との相互支援体制の構築を平時から図る必要がある。

(住宅・都市／環境)

【被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知】 【環境森林部】

- 災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を今後はより広く周知する必要がある。また、災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。

(住宅・都市／環境)

(現状指標)

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 2.9% (H27) 全国 33% (H26)

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活文化スポーツ部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。
(保健医療・福祉)

【農林業の担い手の確保・育成】 【環境森林部、農政部】

- 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。
(産業)
- 林業において、森林整備による公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するためには、林業従事者800人程度が必要となるが、平成27年度末は725人と下回っているため、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。
(産業)

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である本県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から31.9%減少（H27）しており、高齢化や入職者の減少なども伴い、人材不足が深刻な状況となっている。建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。
(産業)

【道路施設等の応急復旧体制の整備】 【県土整備部】

- 災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となるが、本県においては、具体的な道路啓開のあり方が明確になっていないことから、道路啓開体制を確立する必要がある。
(交通・物流)
- 大雪時に備え、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建

設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備しているが、除雪体制を確実に確保するために、除雪機械の計画的な増強とともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

(交通・物流)

- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

(国土保全／土地利用)

(現状指標)

【県】 ピーク時（平成11年度）からの建設業許可業者数減少率 -31.9% (H27)

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域コミュニティ力の強化】 【総務部、企画部、農政部、県土整備部】

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。

(住宅・都市／環境)

- 農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されている。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

(国土保全／土地利用)

- 災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

(住宅・都市／環境)

【自主防災組織の結成・活性化】 【総務部】

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が83.2% (H27) と全国平均 (81.0% (H27)) を上回っているものの、活動に当たっては役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の結成や活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【応急仮設住宅の早期提供・運営】 【県土整備部】

- 災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、民間賃貸住宅の借り上げに当たっては、不動産関係3団体と協定を締結し、建設に当たっては、建設予定地を市町村との調整により必要面積を確保している。応急仮設住宅を迅速かつ適切に供給するためのマニュアルが未整備であるため、早急に整備する必要がある。

(住宅・都市／環境)

【地籍調査の推進】 【農政部】

- 地籍調査の進捗率は、国平均が51%（H27）に対して、34.4%（H27）と大幅に下回っている。大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。

（国土保全／土地利用）

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する必要がある。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

（現状指標）

【総】 自主防災組織の組織率 83.2%（H27） 全国 81.0%（H27）

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 -（H27）

【農】 地籍調査の進捗率 34.4%（H27） 全国 51%（H27）

【県】 市街化区域内人口密度 64.3人／ha（H27）

施策分野ごとの脆弱性評価結果（計画策定時点）

- ※【】内には、当該施策の担当部局等を記載
- ※（）内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- ※現状指標として記載した現状値は、（）内の年度末時点の値を記載
年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載
- ※現状指標の先頭の【】内に担当部局等を記載
【総】：総務部、【企】：企画部、【生】：生活文化スポーツ部、【こ】：こども未来部、
【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、【県】：
県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、【教】：教育委員会
事務局、【警】：警察本部

【個別施策分野】

1) 行政機能／警察・消防等／教育／情報通信分野

行政機能

【県及び市町村庁舎の耐震化】（3-2）【総務部】

- 県では、大規模地震等の災害発生時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎等14棟については、すべて耐震化を完了している。今後は、吊り天井やエレベーターの耐震対策を実施する必要がある。
- 市町村における災害応急対策の拠点となる市町村庁舎の耐震化率は56.3%（H26）にとどまっており、耐震化を促進する必要がある。また、併せて吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

【業務継続計画の策定、見直し】（3-2）【総務部】

- 県及び市町村の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。県では、業務継続計画を策定済みであるが、継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。また、市町村における業務継続計画の策定率は、25.7%（35市町村中9市町）（H28.4.1）であり、策定に向けての支援及び継続的な見直しの促進を図る必要がある。

【県ICT部門における業務継続体制の整備】（3-2）【企画部】

- 県では、大規模地震を想定した群馬県ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、現在、30のネットワーク及び情報システムを重要システムとして、緊急時対応体制等を定めるほか、情報システム等毎に脆弱性の評価、改善等を行っている。また、重要システムの内、データの遠隔地へのバック

クアップを希望する6システムのデータを一括して遠隔地にバックアップするシステムを構築し、運用を行っている。今後も、被災時に重要システムに依存する業務が継続できるよう、定期的にICT-B CPの見直しを行っていく必要がある。

【避難誘導體制の整備】 (1-1, 1-2, 1-3) 【総務部】

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している市町村の割合は、それぞれ62.9% (H28.11.10)、65.7% (H28.11.10)にとどまっており、指定に向けた取組を一層促進する必要がある。
- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解への取組を促進する必要がある。

【避難勧告等の発令体制の整備】 (1-2, 1-3, 1-5) 【総務部、県土整備部】

- 洪水や土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町村においては、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準を策定しておく必要がある。その策定状況は、水害が94.7% (H27.12.1)、土砂災害が81.5% (H27.12.1)となっており、早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する必要がある。また、その基準に基づき、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する必要がある。

【食料等の備蓄】 (2-1) 【総務部】

- 全ての家庭において3日分以上の食料等の備蓄を推奨しているが、その備蓄割合は23.0% (H28.6.17)にとどまっている。家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。
- 市町村における備蓄については、その取組みに差があることから、全ての市町村において一定量の現物備蓄の確保を促進する必要がある。
- 県における備蓄については、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る必要がある。

【応急対策物資等の調達】 (3-2) 【会計局】

- 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を策定(改訂版)したところである。今後、大規模災害時において各所属が迅速な対応をとれるよう、説明会等を通じて当該マニュアルについて周知し、実効性の向上を図る必要がある。

消防・警察

【消防関係施設の耐震化】 (2-3) 【総務部】

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の耐震化率は、74.7%（H26）となっており、耐震化・耐災害性の強化をより一層促進することが必要である。

【災害警備本部機能の強化】（2-3, 3-1, 7-3）【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する必要がある。
- 警察施設の耐震化率は、100%（H28）となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する必要がある。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う必要がある。
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う必要がある。

【災害対応力の強化】（2-3）【総務部、警察本部】

- 消防、警察等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団においては、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数が減少傾向にある中で、団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。
- 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る必要がある。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成していく必要がある。
- 救助・救急活動等について、県外から派遣される緊急消防援助隊の受入等における調整機能の充実を図る必要がある。

【ヘリコプターの運航確保】（2-1, 2-2, 2-3, 2-4）【総務部】

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。

【ヘリコプター離着陸可能場所の確保】（2-2）【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所がある集落の割合は13.3%（H25）にとどまっていることから、引き続き、市町村と連携し、離着陸場所の確保を促進する必要がある。

【有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練】（6-2）【総務部】

- 化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

【被留置者の逃走・事故防止】（3-1）【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する必要がある。

【災害に備えた道路環境の整備】（1-5, 2-3, 3-1）【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。
- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する必要がある。

連携体制等

【大規模災害時における広域連携】（2-1, 3-2）【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため、埼玉県、新潟県との三県防災協定や福島県、茨城県、栃木県、新潟県との五県防災協定、関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定を締結している。協定の実効性をより高めるためには、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を策定する必要がある。また、市町村においても受援計画が策定されていないことから、併せて、策定の取組を促進する必要がある。

【地域防災力の向上】（1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 7-3）【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。まず、住民が安全に避難するためには、家具類の固定が極めて重要となるが、その固定率は3.8%（H28.6.17）にとどまっていることから、家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策を推進する必要がある。また、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。さらに、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
- 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が83.2%（H27）と全国平均（81.0%（H27））を上回っているものの、活動に当たっては役員の高齢化、指導者や訓練ノウハウの不足などから活動にばらつきが見られることから、引き続き自主防災組織の結成や活性化を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

教育

【学校施設の耐震化】（1-1）【総務部、教育委員会事務局】

- 県内学校施設の耐震化率は、公立幼稚園92.7%（H28.4.1）、公立小中学校99.0%（H28.4.1）、公立高等学校99.9%（H28.4.1）、公立特別支援学校100%（H28.4.1）、私立学校91.2%（H28.4.1）となっている。学校施設については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

【防災教育の推進】（1-1, 1-2, 1-3, 1-5）【総務部、教育委員会事務局】

- 公立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は90.5%（H27）、私立学校の学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合は45.5%（H25）となっている。児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。

情報通信

【住民等への情報伝達】（1-5）【総務部、企画部、県土整備部】

- 住民等へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）の整備や市町村におけるJ-アラートの自動起動機の整備（整備率100%）、緊急速報メールへの対応（契約率100%）などの取組を進めている。この内、市町村防災行政無線（同報系）の整備率及びデジタル化率は、それぞれ77.1%（H27）、31.4%（H27）となっている。全国平均（78.3%（H27）、45.3%（H27））を下回っており、整備及びデジタル化を一層促進する必要がある。Lアラートについては41都道府県（H28.8.1）で情報発信しており、本県においても総合防災情報システムの稼働に伴う情報発信体制を整える必要がある。

また、情報通信環境は、携帯電話エリアカバー率は99.99%（H27）、高速ブロードバンド世帯カバー率99.92%（H27）（ブロードバンドは100%）など、その取組は着実に進められている。

県民が必要とする災害情報の充実に向け、災害発生時に情報を一斉に迅速かつ的確に周知することのできる市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化やL-アラートの早期導入・適切な運用に加え、ホームページ、Twitterなど情報発信の多様化を図る必要がある。

【災害時における行政機関相互の通信手段の確保】（1-5, 3-2）【総務部】

- 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムを整備している。今後も県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、

老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する必要がある。

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】 (2-2) 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて確実な通信手段を確保している集落の割合は44.0% (H25) にとどまっていることから、市町村と連携し、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要がある。

(現状指標)

- 【総】 県庁舎等（防災拠点）の耐震化率 100% (H16)
- 【総】 災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎の耐震化率
56.3% (H26) 全国 71.2% (H26)
- 【総】 県における業務継続計画の策定 策定済み (H23)
- 【総】 市町村における業務継続計画の策定率
25.7% (35市町村中9市町) (H28.4.1) 全国 41.9% (H28.4.1)
- 【総】 指定緊急避難場所を指定した市町村の割合 62.9% (H28.11.10)
- 【総】 指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10)
- 【総】 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率
(水害) 94.7% (H27.12.1) 全国 88.9% (H27.12.1)
(土砂災害) 81.5% (H27.12.1) 全国 92.3% (H27.12.1)
- 【総】 家庭における食料の備蓄割合（3日分以上） 23.0% (H28.6.17)
- 【総】 県備蓄食料の目標に対する割合 105.9% (H28.4.1)
- 【総】 消防関係施設の耐震化率 74.7% (H26) 全国 86.1% (H26)
- 【警】 警察施設の耐震化率 100% (H28)
- 【総】 緊急消防援助隊への登録数 90隊 (H27)
- 【総】 孤立のおそれのある集落におけるヘリコプター離着陸場所確保済集落の割合
13.3% (H25) 全国 18.0% (H25)
- 【警】 信号機電源付加装置の整備 101台 (H27) 全国 8,092台 (H27)
- 【総】 県における受援・応援計画の策定（率） 未策定 (H27) 全国 31.9% (H27)
- 【総】 市町村における受援計画の策定率 0% (H27) 全国 11.3% (H27)
- 【総】 家具類の固定率 3.8% (H28.6.17)
- 【総】 住宅用火災警報器の設置率 67.1% (H28.6.1) 全国 81.2% (H28.6.1)
- 【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) 全国 81.0% (H27)
- 【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27)
- 【教】 公立幼稚園の耐震化率 92.7% (H28.4.1) 全国 91.0% (H28.4.1)
- 【教】 公立小中学校の耐震化率 99.0% (H28.4.1) 全国 98.1% (H28.4.1)
- 【教】 公立高等学校の耐震化率 99.9% (H28.4.1) 全国 96.4% (H28.4.1)
- 【教】 公立特別支援学校の耐震化率 100.0% (H28.4.1) 全国 99.1% (H28.4.1)

- 【総】 私立学校の耐震化率 91.2% (H28.4.1) 全国 86.1% (H28.4.1)
- 【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(公立) 90.5% (H27)
- 【総】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合
(私立) 45.5% (H25) 全国 52.0% (H25)
- 【総】 市町村防災行政無線(同報系)整備率 77.1% (H27) 全国 78.3% (H27)
- 【総】 市町村防災行政無線(同報系)のデジタル化
31.4% (H27) 全国 45.3% (H27)
- 【総】 L-アラートによる情報発信
準備中 (H28.8.1) 全国 運用中 41都道府県 (H28.8.1)
- 【総】 孤立のおそれのある集落における非常用通信設備整備済み集落の割合
44.0% (H25) 全国 48.1% (H25)

2) 住宅・都市／環境分野

住宅・都市

【住宅・建築物等の耐震化】 (1-1) 【県土整備部】

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、それぞれ80.5% (H27)、82.6% (H26) となっている。全国平均 (同82% (H25)、85% (H25)) を下回っており、耐震化を一層促進する必要がある。また、多数の者が利用する建築物について、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

【空き家対策】 (1-1) 【県土整備部】

- 本県の空き家率は16.6% (H25) と、全国平均 (13.5% (H25)) を大きく上回り、また、以前に比べ増加 (14.4% (H20)) している。大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、市町村等と連携して、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

【造成宅地災害対策】 (1-1) 【県土整備部】

- 本県では、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップの作成及び公表がなされていない状況 (全国平均 (41% (H27))) である。変動予測調査の実施により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の災害対策を促進する必要がある。

【市街地の整備】 (1-1) 【県土整備部】

- 本県における市街化整備率は23.7% (H27) と遅れており、地震時等に危険な密集市街地など大規模火災のリスクの高い地域においては、土地区画整理等による避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等について関係者が連携して計画的に進める必要がある。
- 本県の幹線街路の整備率は49.7% (H26) と、全国平均 (62.7% (H26)) より遅れており、狭隘な街路や歩道の未整備、電線地中化の立ち後れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、国や市町村と連携を図り、街路整備を推進する必要がある。

【都市公園の整備】 (1-1, 2-3, 2-4) 【県土整備部】

- 県内の都市公園1,443箇所 (H26) のうち防災公園として位置づけられている公園数は55箇所 (H26) となっている。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要がある。

【都市公園、公営住宅の老朽化対策】 (1-1) 【県土整備部】

- 都市公園、公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、公園

施設、公営住宅を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備】（1-1）【県土整備部】

- 地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。

【内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成】（1-2）【県土整備部】

- 県内においては、改正水防法に基づく内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップが作成されていないため、早期に作成されるよう市町村への支援を行う必要がある。

【応急仮設住宅の早期提供・運営】（7-3）【県土整備部】

- 災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、民間賃貸住宅の借り上げに当たっては、不動産関係3団体と協定を締結し、建設に当たっては、建設予定地を市町村との調整により必要面積を確保している。応急仮設住宅を迅速かつ適切に供給するためのマニュアルが未整備であるため、早急に整備する必要がある。

【水道施設の耐震化・老朽化対策】（2-1, 5-2）【健康福祉部、企業局】

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41.5%（H26）、浄水施設が4.9%（H26）、配水池が35.4%（H26）となっているが、基幹管路を除き全国水準を下回っている。施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- 県営の上水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から耐震化の工事を進める必要がある。

【応急給水体制等の整備】（2-1）【健康福祉部、企業局】

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。

【県企業局（水道事業）の災害対応力の強化】（5-2）【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画（BCP）について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る必要がある。

【汚水処理施設の耐震化・老朽化対策】（2-5, 5-3）【県土整備部】

- 県管理の下水道管路の耐震化率は98.4%（H27）であり、その他、未対策の処理場施設も残っている状況である。大規模地震時において継続的な汚水処理施設の利用ができるよう、

下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を進める必要がある。

- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策を促進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【事業継続計画（下水道BCP）の策定】（2-5, 5-3）【県土整備部】

- 大規模災害時における下水道事業を継続するための計画である下水道BCPについては、県及び下水道事業実施市町村（29市町村）のうち、51.7%（県及び15市町村）（H27）しか計画を策定していないことから、残る14市町村の策定を促進する必要がある。

【持続可能な地域づくり】（7-3）【総務部、企画部、県土整備部】

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。
- 災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。

環境

【有害物質の拡散・流出防止対策】（6-2）【環境森林部】

- 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出するといった、水質汚濁事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、群馬県水質汚濁事故対応要綱に基づき、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。
- 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が大気中へ拡散するといった、大気汚染事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、法令に則った施設の維持管理が求められており、その内容を広く啓発し、適正な維持管理を徹底する必要がある。

【災害廃棄物処理対策の推進】（7-1）【環境森林部】

- 災害により発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)は、全て一般廃棄物として、市町村に処理責任があるが、大規模災害時には、市町村の職員や廃棄物処理施設が被災する、市町村の廃棄物処理施設の能力を遙かに超える廃棄物が発生する、また、市町村で対応できない多種多様な廃棄物が発生するなどの事態も予想される。

このため、将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図る必要があることから、群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定した。

県内各市町村における、災害廃棄物処理計画の策定率は2.9%(H27)となっており、全国平均の33%(H26)と比べて低いことから、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、域内における災害廃棄物の発生量の種類別の推計量に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針である市町村災害廃棄物処理計画を策定し、国・県・県内市町村・民間業者等との相互支援体制の構築を平時から図る必要がある。

【被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知】（7-1）【環境森林部】

- 災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を今後はより広く周知する必要がある。また、災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。

(現状指標)

【県】住宅の耐震化率 80.5% (H27) 全国 82% (H25)

【県】多数の者が利用する建築物の耐震化率 82.6% (H26) 全国 85% (H25)

【県】空き家率 16.6% (H25) 全国 13.5% (H25)

【県】大規模盛土造成地マップ公表率 策定中 (H27) 全国 41% (H27)

【県】市街地整備率 23.7% (H27)

【県】幹線街路の整備率 49.7% (H26) 全国 62.7% (H26)

【県】被災宅地危険度判定士登録者数 839名 (H27)

【県】被災建築物応急危険度判定士登録者数 1,770名 (H27)

【県】市街化区域内人口密度 64.3人/ha (H27)

【健】上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5% (H26) 全国 36.0% (H26)

【健】上水道の浄水施設の耐震化率 4.9% (H26) 全国 23.4% (H26)

【健】上水道の配水池の耐震化率 35.4% (H26) 全国 49.7% (H26)

【県】下水管路の耐震化率 98.4% (H27)

【県】下水道BCP策定率 51.7% (H27)

【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 2.9% (H27) 全国 33% (H26)

3) 保健医療・福祉分野

【病院・社会福祉施設の耐震化】 (1-1, 2-4) 【こども未来部、健康福祉部、病院局】

- 病院、社会福祉施設の耐震化率はそれぞれ77.1%(H27.9)、87.9%(H26)となっており、全国平均(同69.4%(H27.9)、87.9%(H26))並か上回っている状況であるが、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要である。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。

【災害拠点病院の体制強化】 (2-4) 【健康福祉部】

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院については、全17病院中、移転新築予定の1病院を除き、全てが耐震化済みであるが、引き続き防災・減災機能(水の確保、浸水対策など)の強化を図る必要がある。
- 老朽化が進む前橋赤十字病院の移転新築にあたり、同病院の持つ災害時広域搬送拠点、基幹災害拠点病院、高度救命救急センター等の機能の充実を図る必要がある。

【災害対応力の強化】 (2-3, 2-4) 【健康福祉部】

- 災害時における医療確保のため、災害派遣医療チーム(DMAT)の技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催している。災害医療体制の整備のため、今後も群馬DMAT研修の実施等を通じて、DMAT養成を推進する必要がある。
- 災害拠点病院等の防災関係機関において、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る必要がある。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成していく必要がある。
- 救助・救急活動等について、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について、事前に明確化しておく必要がある。

【災害医療に関わる人材の育成】 (2-4) 【健康福祉部】

- 災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要がある。

【ヘリコプターの運航確保】 (2-2, 2-3, 2-4) 【総務部、健康福祉部】

- ヘリコプターの機動力を活かした活動が必要となることから、引き続き市町村や近県等との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要がある。
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。

【災害福祉支援ネットワークの推進】 (2-4) 【こども未来部、健康福祉部】

- 社会福祉施設が被災した場合の相互応援について協定を締結（H27）している。今後は、協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る必要がある。
- 災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

【福祉避難所の指定、周知】（1-1, 1-2, 1-3, 2-4）【総務部、健康福祉部】

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を災害対策基本法に基づき指定している市町村は23市町村（H28. 11. 10）にとどまっており、指定に向けた取組を促進する必要がある。
- 福祉避難所については、その周知が十分になされておらず、被災された要配慮者に必要な支援が行き届いていないのではとの指摘が災害発生の度になされている。災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、市町村はあらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。

【災害時要配慮者支援】（1-1, 1-2, 1-3, 1-5）【総務部、健康福祉部、生活文化スポーツ部】

- 避難行動要支援者名簿を作成している市町村は14市町村（H27. 4. 1）であり、早期に全ての市町村において名簿を作成するとともに、名簿を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。また、名簿情報に基づき具体的な避難方法を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する必要がある。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県では、市町村等と連携して、災害時通訳ボランティアの養成講座の開催（毎年50人）や災害時多言語支援センターの運営、外国人住民が避難所の生活を模擬体験できる訓練を実施している。この取組を今後も継続することにより、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する必要がある。

【要配慮者（難病患者等）への医療的支援】（2-1, 2-2）【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要である。現在、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定率は19.2%（H27）であることから、引き続き策定を進める必要がある。

【支援物資の供給に係る連携体制等の整備】（2-1）【健康福祉部】

- 災害時における民間事業者からの医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】（2-1, 7-2）【生活文化スポーツ部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取

組を推進する必要がある。

【感染症対策】（2-5）【健康福祉部】

- 災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。
 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率は、第1期が96.0%、第2期が94.9%（H27）となっている。第1期については目標である95%を上回っているものの、全国平均（96.2%（H27））を下回っており、また、第2期については目標値を下回っていることから、接種率の向上に向けた普及啓発等により一層努めていく必要がある。
- 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。
- 感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施する感染症制御チーム（ICAT）結成の検討を進めるとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。

（現状指標）

【健】 災害拠点病院の耐震化率 94.1%（H27）

【健】 病院の耐震化率 77.1%（H27.9） 全国 69.4%（H27.9）

【健・こ】 社会福祉施設の耐震化率 87.9%（H26） 全国 87.9%（H26）

【健】 日本DMATの養成 46チーム（H27） 全国平均 32チーム（H27）

※全国平均は、全国1,508チームを都道府県数47で除したもの

【健】 災害医療コーディネート研修 年1回（H27）

【健】 災害拠点病院のヘリポート整備数 7病院（H27）

【総・健】 福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7%（H28.11.10）

【総・健】 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0%（H27.4.1） 全国 52.2%（H27.4.1）

【健】 災害時個別プラン策定率 19.2%（H27）

【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率

第1期 96.0% 第2期 94.9%（H27）

全国 第1期 96.2% 第2期 92.9%（H27）

4) 産業分野

【支援物資の供給に係る連携体制等の整備】 (2-1) 【総務部、産業経済部】

- 災害時における民間事業者からの物資等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

【緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保】 (2-3, 2-4) 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。また、他県からくる物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、県内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。

【エネルギー供給体制の整備】 (4-1, 5-1) 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進】 (5-1) 【環境森林部】

- 平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が増加している。本県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を推進する必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。
- 電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に進むよう、引き続き情報把握に努める必要がある。

【県企業局（電気事業）の災害対応力の強化】 (5-1) 【企業局】

- 災害時にも発電所が稼働できるよう県企業局の事業継続計画（BCP）の策定や災害時における燃料の確保などにより体制整備を図っている。今後も継続的に見直しを行い、実効性の向上を図る必要がある。

【工業用水道施設の耐震化・老朽化対策】 (5-2) 【企業局】

- 県営の工業用水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から、耐震化の工事を進める必要がある。

【県企業局（工業用水道事業）の災害対応力の強化】（5-2）【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画(BCP)を策定している。今後も継続的に見直しを行い、実効性の向上を図る必要がある。

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】（4-1）【産業経済部】

- 平成27年度に行った県内事業者へのアンケート調査によると、BCP策定済みまたは策定中は20.7%、策定検討中は17.4%、予定無しやBCPを知らない企業は61.8%となっている。大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、引き続き、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のBCP策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。

【事業者への金融支援】（4-1）【環境森林部、農政部、産業経済部】

- 被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。

【農業生産基盤の整備（農地整備）】（4-2）【農政部】

- 農地の基盤整備率は62.0%（H26）で全国平均の69.0%（H26）を下回っており、農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】（6-3）【農政部】

- 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる必要がある。

【耕作放棄地の発生抑制と再生支援】（6-3）【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】（4-1）【農政部】

- 大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。

【被災農地等の早期復旧支援】（4-2）【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備について引き続き推進する必要がある。

【家畜防疫】（2-5）【農政部】

- 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておくことが必要である。

【農林業の担い手の確保・育成】（7-2）【環境森林部、農政部】

- 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。
- 林業において、森林整備による公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するためには、林業従事者800人程度が必要となるが、平成27年度末は725人と下回っているため、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。

【建設業の担い手の確保・育成】（2-3, 7-2）【県土整備部】

- 大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である本県の建設業界は、建設業許可業者数がピーク時である平成11年度から31.9%減少（H27）しており、高齢化や入職者の減少なども伴い、人材不足が深刻な状況となっている。建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。

（現状指標）

[現状] 【総】 災害時対応LPガス中核充填所数 10箇所 (H27)

【環】 再生可能エネルギー導入量 40億kWh/年 (H26)

【企業】 県工業用水道施設（水管橋）の耐震化率 88.2% (H27)

【産】 群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定数 121社 (H28.9.30)

【農】 基盤整備率（水田・畑） 62% (H26) 全国 69% (H26)

【県】 ピーク時（平成11年度）からの建設業許可業者数減少率 -31.9% (H27)

5) 交通・物流分野

【群馬がはばたくための7つの交通軸構想】 (5-4) 【県土整備部】

- 7つの交通軸構想に基づく道路整備を推進しているが、整備が完了していない路線があるため、大規模災害時において、広域的な道路ネットワークが機能しないことが懸念される。そのため、引き続き、7つの交通軸の主軸の整備とともに、主軸とスマートICを含む高速インターチェンジなどを結ぶ交差道路の整備を推進することで、大規模災害時において県内外から被災地域への、円滑かつ迅速な救急・救命活動や緊急物資の輸送、復旧・復興を支援するための、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要がある。

【緊急輸送道路等の確保】 (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 4-1, 4-2, 5-1, 5-4, 6-1)

【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所の対策は全てが完了していない。また、市街地の幹線道路の無電柱化率は13.6% (H27) であるなど、緊急輸送道路等における防災対策が進んでおらず、災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕及び路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

【緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化】 (1-1) 【県土整備部】

- 大規模地震により倒壊した建築物が、緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【道路施設の老朽化対策】 (1-1, 5-4) 【県土整備部】

- 本県が管理する道路橋梁は、20年後 (H48) には約76%が建設から50年を経過するなど、道路施設の老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し、道路施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【孤立集落アクセスルートの確保】 (2-2) 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断により孤立の恐れのある集落を結ぶ路線の防災対策は完了しておらず、災害時の道路通行規制により孤立が発生し、緊急物資の輸送や避難路の

確保が困難になることが想定されるため、落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル及びスノーシェッド等の老朽化対策、代替道路の整備などにより、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する必要がある。

【農業生産基盤の整備（農道保全）】（4-2）【農政部】

- 農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有していることから、農道保全対策計画に基づいた整備を関係市町村との連携を強化して推進する必要がある。

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】（1-1, 5-4）【県土整備部】

- 経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されることから、鉄道・路線バス事業者に対し、車両や従業員の確保等の支援を行う必要がある。
- 県内の鉄道駅においては、全ての駅での耐震化が完了しておらず、災害発生時において大きな被害及び交通影響が想定されるため、施設の耐震化を促進する必要がある。

【道路等の防雪設備や関連施設等の整備】（1-4）【県土整備部】

- 大雪時においては、雪崩、路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設の整備や、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく、計画的な点検・調査、維持補修や更新を実施する必要がある。

【迅速な道路防災情報の提供】（1-5）【県土整備部】

- 関係機関や県民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、ホームページや道路情報提供装置等により道路の被災状況や交通規制状況等の道路防災情報の迅速な提供を行う必要がある。また、必要に応じ、ホームページの改善や、道路情報提供装置など情報伝達施設の整備、改修を行う必要がある。

【道路施設等の応急復旧体制の整備】（1-4, 2-2, 7-2）【県土整備部】

- 災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となるが、本県においては、具体的な道路啓開のあり方が明確になっていないことから、道路啓開体制を確立する必要がある。
- 大雪時に備え、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備しているが、除雪体制を確実に確保するため、除雪機械の計画的な増強とともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する必要がある。

【「道の駅」の防災拠点化】（2-1, 2-3, 2-4）【県土整備部】

- 県内の道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しているが、今後、新設される道の駅についても、同様に市町村との協定締結を行い、「道の駅」の防災拠点化を図る必要がある。

【物資集積拠点の整備】 (2-1) 【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、支援物資が滞留しないよう機能的な物資倉庫にする必要があり、物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する必要がある。

【ヘリコプターの運航確保】 (2-1, 2-2, 2-3, 2-4) (県土整備部)

- 群馬ヘリポートは、供用開始から約28年が経過(H28)し、施設の老朽化が進行していることから、非常用発電の更新など老朽化対策とともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う必要がある。

(現状指標)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27)

【県】 緊急輸送道路内にある橋梁の耐震補強の進捗率 100% (H27)

【県】 インターチェンジからの15分圏域内県人口 162.4万人 (H27)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数 9箇所中5箇所 (H27)

6) 国土保全／土地利用分野

【総合的な治水・土砂災害対策】 (6-1) 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 治水、土砂災害防止施設の整備等を進めているが、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

【治水施設の整備・機能保全】 (1-2, 6-1) 【県土整備部】

- 浸水被害が発生しないよう、洪水により氾濫が想定される区域（81.5km²（H27））において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進めていく必要がある。
- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。
- 堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生することから、県が管理する堤防区間（413km（H27））について、引き続き堤防の安全性を確認する点検調査、及び対策が必要な箇所の堤防補強を進めていく必要がある。
- 堤防が越水により決壊するまでの時間を長くし、住民の避難時間を稼ぐため、引き続き、県が管理する堤防区間（413km（H27））のうち、未舗装区間（234km（H27））の堤防天端舗装を進めていく必要がある。

【治水施設の老朽化対策】 (1-2, 6-1) 【県土整備部】

- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）は建設後20年を超えるものが64%（H27）あるなど、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】 (1-3, 6-1) 【県土整備部】

- 土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設について、現時点では土砂災害対策推進計画に対し、整備が遅れている状況であることから、今後は、更なる進捗を図る必要がある。
- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による改築が必要である。現在、既存施設を活用した改築整備を進めているが、今後も土砂災害から県民の人命、財産を守るため、整備を進める必要がある。
- 施設背面への土砂堆積などにより砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設な

どの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性は高くなることから、機能保全の対策が必要である。今後、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進める必要がある。

【土砂災害防止施設の老朽化対策】（1-3, 6-1）【県土整備部】

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【治山施設等の整備・機能維持】（1-3, 2-2, 6-1, 6-3）【環境森林部】

- 周辺の森林で治山事業が実施された集落率は68.4%（H27）であり低位である。林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。
- 治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。

【山地防災情報の周知】（1-3, 1-5）【環境森林部】

- 山地防災情報は従来、市町村等へ提供しているが、地域住民への更なる周知が課題である。地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む必要がある。

【森林の整備】（1-3, 2-2, 4-1, 5-1, 6-1, 6-3）【環境森林部】

- 間伐等森林整備面積は2,790.0ha（H27）であり、森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。

【ため池の防災対策】（6-1）【農政部】

- 地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、県内に存在するため池505箇所について、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む必要がある。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう市町村が策定するハザードマップの作成支援に取り組む必要がある。特に、「防災重点ため池」と位置づけた耐震検証に優先的に取り組むため池126箇所について、耐震検証の進捗率は38.9%（H27）で、全国平均29.0%（H27）を上回っているが、ハザードマップ作成の進捗率は23.0%（H27）と全国平均38.5%（H27）と遅れている。引き続きその取組を重点的に推進する必要がある。
- 県内のため池は明治以前に築造されたものが多く、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽

化が進行しているため、国庫補助事業等を活用し、計画的に改修に取り組む必要がある。

【農地の保全】（6-1）【農政部】

- 地すべり防止施設について、機能確保のために適切な維持管理を行う必要があるが、県内9箇所（農水省所管）の地すべり指定地について、施設の長寿命化を図る機能保全計画の策定が未着手となっている。機能保全計画の策定を計画的に進め、農地を含めた国土保全を図る必要がある。

【雪崩対策施設の老朽化対策】（1-4）【県土整備部】

- 雪崩対策施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し雪崩対策施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。

【火山災害対策】（1-3）【総務部、環境森林部、県土整備部 他】

- 火山ごとに噴火規模や噴火様式も異なり、噴石、降灰や火砕流などの噴火現象も複合的に発生し、一度噴火をすると長期化することも考えられる。火山活動により周辺には変化に富んだ景観が形成され、また多くの温泉が育まれるなど、年間を通じて多くの観光客や登山者が訪れ、観光施設や宿泊施設も立地している。これらのことから、火山ハザードマップや避難計画の策定、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討には、火山ごとに解決すべき多くの課題と調整事項があり、かなりの時間を要する。

【洪水からの住民避難を促す河川情報の提供】（1-2, 1-5）【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、対象となる水位周知河川等19河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図への見直しが義務づけられたことから、速やかに浸水想定区域図の見直しを行い、それに基づきハザードマップが早期に見直されるよう、作成主体となる19市町に対して支援を行う必要がある。
- 水位雨量観測システムは、稼働後10年が経過（H27）して、交換部品の枯渇などによりシステム停止や欠測などの危険性が高くなっていることから、確実に情報収集及び伝達が行えるようシステム改修を早急に進める必要がある。
- 河川の状況をリアルタイムで見ることができる河川監視カメラの設置を進めるとともに、監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるようホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。
- 出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の位置や状況などの情報共有を図ることが迅速な水防活動等につながるため、関係者（市町村、水防団、自治会等）と出水期前に合同点

検を実施するなど、重要水防箇所の周知を図る必要がある。

- 住民避難に資する情報提供について、現在は水位周知河川等19河川で行っているが、今般の全国的な洪水被害を踏まえ、それ以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、水位周知河川の追加指定や水位計・監視カメラの新たな設置などにより、河川の情報を迅速に提供していく必要がある。

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】（1-3, 1-5）【県土整備部】

- 本県における土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定は平成26年度で完了したが、その後の災害発生や開発等により現地状況が変化し、警戒体制の整備や住民の避難に影響が出ることに懸念されるため、定期的(概ね5年毎)に再調査を行う必要がある。
- 大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、県と前橋地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を発表しているが、現在の知見では場所や時間の特定が困難で、空振りが多発しており、迅速な警戒避難体制への移行に影響が出ることに懸念されることから、更なる精度、機能向上のため、市町村等の意見を踏まえシステム改修や各種ツールの開発を進める必要がある。
- 市町村による土砂災害ハザードマップ作成を支援するため各種データやツールを提供しているが、ハザードマップ作成率は81%（H27）と、市町村の人的・財政的な課題から作成が進んでいないことから、働きかけを継続する必要がある。また、土砂災害警戒区域を有する県内27市町村における区域ごとの実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を促進するため、市町村を支援する必要がある。

【農業生産基盤の整備（農業水利施設）】（4-2）【農政部】

- 老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、平成25年度までに、県で造成した基幹農業水利施設の機能保全計画を策定し、16地区で計画に基づく保全対策工事を完了または実施中である。引き続き、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。
- 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼすおそれのある135の基幹農業水利施設では、その施設の有すべき耐震性能等の確認には至っていない状況である。今後、それら施設について、地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する必要がある。また、周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しも必要である。
- 自然災害発生時の応急復旧等への迅速な対応が図られるよう、施設管理者に対して業務継続計画（BCP）の策定を進める中、1地区の策定に留まる状況である。引き続き施設管理者に対して、計画の必要性・有効性の周知及び策定を推進し、農業生産への影響を最小限に留める必要がある。

【緊急輸送道路等の確保】（1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 4-1, 4-2, 5-1, 5-4, 6-1）

【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 洪水・土砂災害・雪害等により、緊急輸送道路等の寸断が懸念されることから、迅速な救

助・救急活動や緊急物資の輸送などを担う緊急輸送道路等の確実な確保のため、洪水・土砂災害・雪害対策等を推進する必要がある。

【浸水の早期解消】（1-2, 7-2）【国土整備部】

- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。

【被災農地等の早期復旧支援】（4-2）【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備について引き続き推進する必要がある。

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】（6-3, 7-3）

【農政部】

- 農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されている。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。

【地籍調査の推進】（7-3）【農政部】

- 地籍調査の進捗率は、国平均が51%（H27）に対して、34.4%（H27）と大幅に下回っている。大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。

（現状指標）

【県】洪水により氾濫が想定される区域の面積 81.5km²（H27）

【県】土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 39%（H27）

【環】山腹崩壊危険地区内の危険箇所対策数（対象：地区内に要配慮者利用施設が分布する箇所）3箇所（H27）

【環】周辺の森林で治山事業が実施された集落率 68.4%（H27）

【環】民有林治山事業施工面積 370ha（H27）

【環】間伐等森林整備面積 2,790.0ha（H27）

【農】防災重点ため池の耐震検証の進捗率 38.9%（H27） 全国 29.0%（H27）

【農】防災重点ため池のハザードマップ作成の進捗率 23.0%（H27） 全国 38.5%（H27）

- 【総】 具体的で実践的な避難計画の策定市町村数（火山） 0市町村（H27）
- 【県】 洪水ハザードマップの対象区域拡大等支援のための浸水想定区域図の拡充箇所数
0箇所（H27）
- 【農】 基幹農業水利施設の保全対策着手地区 16地区（H27）
- 【農】 農業水利施設の耐震性能確認率 0%（H27）
- 【農】 業務継続計画を策定した土地改良区数 1土地改良区（H27）
- 【農】 多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数
395集落（H27） 全国 53,189集落（H27）
- 【農】 地籍調査の進捗率 34.4%（H27） 全国51%（H27）

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション分野

【広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実】 【関係部局等】

- 強靱な経済社会を築き、災害による被害を減少させるためには、県民に対する広報、普及啓発活動及び教育訓練の機会をより積極的に展開することにより、一人でも多くの県民に防災に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動力を習得するよう努める必要がある。

【地域コミュニティの強化】 【関係部局等】

- 「地域活動（自治会・老人クラブ等の活動を含む）に普段参加している県民の割合」が63.1%（H25）から58.0%（H28.6.17）に減少している。リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりを増進及び地域力を強化することが女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮も含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織等の後方支援等を含む主体的な取組を促進する必要がある。

【指導者・リーダー等の育成】 【関係部局等】

- 消防団員の減少や自主防災組織役員の高齢化等により住民や民間事業者を対象として、広報、普及啓発、防災教育、防災訓練を行うために必要な指導者・リーダーが不足していることから、県内各地における指導者・リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】 【関係部局等】

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

（現状指標）

【総】 防災訓練を実施した市町村 28市町村（H26）

【総】 自主防災組織の組織率 83.2%（H27） 全国 81.0%（H27）

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 -（H27）

2) 老朽化対策分野

【インフラの維持管理・更新】 【関係部局等】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、県民の安全・安心を確保し、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要がある。

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針（計画策定時点）

- ※【】内には、当該施策の担当部局等を記載
- ※（）内には、当該施策の「施策分野」を記載
- ※重要業績指標として記載した値は、（）内の年度末時点の値を記載
現状値について年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載
- ※重要業績指標の先頭の【】内に担当部局等を記載
【総】：総務部、【企】：企画部、【生】：生活文化スポーツ部、【こ】：こども未来部、
【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、【県】：
県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、【教】：教育委員会
事務局、【警】：警察本部

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）

【住宅・建築物等の耐震化】

【総務部、こども未来部、健康福祉部、県土整備部、病院局、教育委員会事務局】

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などにより、耐震化を一層促進する。木造住宅に関しては、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化施策を併せて促進する。また、多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する。
(住宅・都市／環境)
- 学校施設については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することによりその活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。
(保健医療・福祉)

【空き家対策】 【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、市町村の空き家等対策計画の策定を促進するとともに、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進など、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

(住宅・都市／環境)

【鉄道施設、緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化】 【県土整備部】

- 災害発生時の鉄道被害を最小限に抑えるため、鉄道事業者による施設の耐震化等の防災対策を支援する。

(交通・物流)

- 地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞しないよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、地震発生時に通行を確保する路線を指定し、その路線における沿道建築物の耐震診断を義務づけ、耐震化を促進する。

(交通・物流)

【造成宅地災害対策】 【県土整備部】

- 大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある盛土造成地について、変動予測調査の実施により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定することにより、宅地の災害対策を促進する。

(住宅・都市／環境)

【市街地の整備】 【県土整備部】

- 地震時等に危険な密集市街地など、大規模火災のリスクの高い地域においては、市町村等が実施する土地区画整理や、市街地再開発事業を支援することなどにより、避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等を関係者が連携して計画的に進める。

(住宅・都市／環境)

- 迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り、狭隘な幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

(住宅・都市／環境)

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進めるとともに、大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の市町村による新規整備に際しては、技術面等の指導を行う。

(住宅・都市／環境)

【道路施設、都市公園、公営住宅の老朽化対策】 【県土整備部】

- 道路施設、都市公園、公営住宅を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保、トータルコストの縮減や、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

(住宅・都市／環境) (交通・物流)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕及び路面下空洞対策、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 市町村による災害対策基本法に基づく災害種別に応じた指定緊急避難場所の指定、及び指定避難所の指定を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、先進事例の紹介や助言等による市町村支援を通じ、市町村が行う福祉避難所の指定を促進する。

(保健医療・福祉)

- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 市町村に対し先進事例の紹介等必要な助言を行うことにより、避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進する。同様に、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する。

(保健医療・福祉)

【被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備】 【県土整備部】

- 建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築や模擬訓練の実施による体制の整備や、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。

(住宅・都市／環境)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制

度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要であることから、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

(リスクコミュニケーション)

(重要業績指標)

[目標] 【県】住宅の耐震化率 80.5% (H27) → 95% (H32)

【県】多数の者が利用する建築物の耐震化率 82.6% (H26) → 95% (H32)

【健】病院の耐震化率 77.1% (H27.9) → 80% (H31)

【健・こ】社会福祉施設の耐震化率 87.9% (H26) → 95% (H32)

【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】インターチェンジから15分圏内の県人口
162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【県】市街地整備率 23.7% (H27) → 29.0% (H34)

【県】被災宅地危険度判定士登録者数 839名 (H27) → 800名 (H34)

【県】被災建築物応急危険度判定士登録者数 1,770名 (H27) → 2000名 (H32)

【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数
9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

【総】指定緊急避難場所を指定した市町村の割合
62.9% (H28.11.10) → 100% (H30)

【総】指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10) → 100% (H30)

【総・健】福祉避難所を指定した市町村の割合

65.7% (H28.11.10) → 100% (H30)

【総・健】避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合

40.0% (H27.4.1) → 100% (H29)

【総】家具類の固定率 3.8% (H28.6.17) → 50% (H34)

【総】住宅用火災警報器の設置率 67.1% (H28.6.1) → 毎年度5%増加

【総】自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (H34)

【総】ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27) → 350人 (H31)

【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 90.5% (H27) → 100% (H30)

【総】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 45.5% (H25) → 100% (H31)

1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生

【治水施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 浸水被害が発生しないよう、洪水により氾濫が想定される区域において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進める。
(国土保全／土地利用)
- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める。
(国土保全／土地利用)
- 堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生することから、引き続き堤防の安全性を確認する点検調査、及び対策が必要な箇所の堤防補強を進める。
(国土保全／土地利用)
- 堤防が越水により決壊するまでの時間を長くし、住民の避難時間を稼ぐため、引き続き堤防天端舗装を進める。
(国土保全／土地利用)

【治水施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 河川構造物(排水機場、水門、ダム等)を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。
(国土保全／土地利用)

【洪水からの住民避難を促す河川情報の提供】 【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、対象となる水位周知河川等19河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図への見直しを行い、それに基づいてハザードマップが早期に見直されるよう作成主体となる19市町への支援を行う。
(国土保全／土地利用)
- 水位雨量観測システムの老朽化によるシステム停止や欠測トラブルを解消して、確実に情報収集や伝達が行えるようシステム改修を進める。
(国土保全／土地利用)
- 河川の状況をリアルタイムで見ることができる河川監視カメラの設置を進めるとともに、監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるようホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進める。

(国土保全／土地利用)

- 出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の位置や状況などの情報共有を図ることが迅速な水防活動等につながるため、関係者（市町村、水防団、自治会等）と出水期前に合同点検を実施するなど、重要水防箇所の周知を図る。

(国土保全／土地利用)

- 住民避難に資する情報提供について、現在は水位周知河川等19河川で行っているが、今般の全国的な洪水被害を踏まえ、それ以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、水位周知河川の追加指定や水位計・監視カメラの新たな設置などにより河川の情報を迅速に提供していく。

(国土保全／土地利用)

【内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成】 【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップが作成されるよう、市町村の支援を行う。

(住宅・都市／環境)

【浸水の早期解消】 【県土整備部】

- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。

(国土保全／土地利用)

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村において、気象情報や河川水位等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準が策定されているが、その基準に基づき、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 市町村による災害対策基本法に基づく災害種別に応じた指定緊急避難場所の指定、及び指定避難所の指定を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、先進事例の紹介や助言等による市町村支援を通じ、市町村が行う福祉避難所の指定を促進する。

(保健医療・福祉)

- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 市町村に対し先進事例の紹介等必要な助言を行うことにより、避難行動要支援者名簿の作

成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進する。同様に、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する。

(保健医療・福祉)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難するために、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要であることから、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

(リスクコミュニケーション)

(重要業績指標)

【目標】 【県】 洪水により氾濫が想定される区域の面積 81.5km² (H27) → 54.8km² (H31)

- 【県】洪水ハザードマップの対象区域拡大等支援のための浸水想定区域図の拡充箇所数
0箇所（H27）→ 19箇所（H29）
- 【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6%（H27）→ 22%（H34）
- 【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所（H27）→ 143箇所（H34）
- 【県】インターチェンジから15分圏内の県人口
162.4万人（H27）→ 166.2万人（H31）
- 【県】通学路の歩道整備率 84.1%（H27）→ 93%（H34）
- 【県】歩道のバリアフリー化率 58.3%（H27）→ 65%（H34）
- 【総】指定緊急避難場所を指定した市町村の割合
62.9%（H28.11.10）→ 100%（H30）
- 【総】指定避難所を指定した市町村の割合 65.7%（H28.11.10）→ 100%（H30）
- 【総・健】福祉避難所を指定した市町村の割合
65.7%（H28.11.10）→ 100%（H30）
- 【総・健】避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0%（H27.4.1）→ 100%（H29）
- 【総】自主防災組織の組織率 83.2%（H27）→ 100%（H34）
- 【総】ぐんま地域防災アドバイザーの数 -（H27）→ 350人（H31）
- 【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立） 90.5%（H27）→ 100%（H30）
- 【総】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（私立） 45.5%（H25）→ 100%（H31）

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

【火山災害対策】 【総務部、環境森林部、県土整備部 他】

- 火山ごとに設置する火山防災協議会や関係機関と連携しながら、解決すべき多くの課題について、火山専門家の意見等を参考に着実に解決を図り、火山ハザードマップや避難計画の策定、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討を行い、実効性ある対策を実施する。
(国土保全／土地利用)

【治山施設等の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を進める。
(国土保全／土地利用)
- 治山施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む。
(国土保全／土地利用)

【山地防災情報の周知】 【環境森林部】

- 地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、国の制度等の活用により、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む。
(国土保全／土地利用)

【森林の整備】 【環境森林部】

- 森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する。
(国土保全／土地利用)

【土砂災害防止施設の整備・機能保全】 【県土整備部】

- 土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備について、更なる進捗を図る。
(国土保全／土地利用)
- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による整備を進める。
(国土保全／土地利用)
- 施設背面への土砂の堆積等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設な

どの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性が高くなることから、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進める。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害防止施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害からの住民避難を促す情報の提供】 【県土整備部】

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定は完了しているが、その後の災害発生や開発等による諸条件の変化に対応するため、定期的に再調査を行う。

(国土保全／土地利用)

- 大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、県と前橋地方気象台が連携して発表する土砂災害警戒情報について、更なる精度、機能向上のため、市町村等の意見を踏まえシステム改修や各種ツールの開発を進める。

(国土保全／土地利用)

- 市町村による土砂災害ハザードマップの作成及び土砂災害警戒区域を有する県内27市町村における区域ごとの実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を支援する。

(国土保全／土地利用)

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 土砂災害発生のおそれのある時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村において、気象情報や土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準が早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する。また、その基準を活用して、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【避難誘導體制の整備】 【総務部、健康福祉部】

- 市町村による災害対策基本法に基づく災害種別に応じた指定緊急避難場所の指定、及び指定避難所の指定を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、先進事例の紹介や助言等による市町村支援を通じ、市町村が行う福祉避難所の指定を促進する。

(保健医療・福祉)

- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解を促進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 市町村に対し先進事例の紹介等必要な助言を行うことにより、避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進する。同様に、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する。

(保健医療・福祉)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、国土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難するために、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要であることから、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

(リスクコミュニケーション)

(重要業績指標)

- [目標] 【環】 山腹崩壊危険地区内の危険箇所対策数 (対象：地区内に要配慮者利用施設が分布する箇所) 3箇所 (H27) → 全箇所 (12箇所) (H34)
- 【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落率 68.4% (H27) → 70.4% (H30)
- 【環】 民有林治山事業施工面積 370ha (H27) → 600ha (H31)
- 【環】 間伐等森林整備面積 2,790.0ha (H27) → 3,500.0ha (H31)
- 【県】 土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 39% (H27) → 100% (H31)
- 【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)
- 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)
- 【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口 162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)
- 【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)
- 【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)
- 【総】 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率 (土砂災害) 81.5% (H27.12.1) → 100% (H29)
- 【総】 指定緊急避難場所を指定した市町村の割合 62.9% (H28.11.10) → 100% (H30)
- 【総】 指定避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10) → 100% (H30)
- 【総・健】 福祉避難所を指定した市町村の割合 65.7% (H28.11.10) → 100% (H30)
- 【総・健】 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 40.0% (H27.4.1) → 100% (H29)
- 【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (H34)
- 【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27) → 350人 (H31)
- 【教】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 90.5% (H27) → 100% (H30)
- 【総】 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 45.5% (H25) → 100% (H31)

1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【道路等の防雪設備や関連施設等の整備】 【県土整備部】

- 防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設、及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設について、必要箇所への新規整備とともに、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進し、大雪時に安全に道路を通行させる機能を確保する。

(交通・物流)

【雪崩対策施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 雪崩対策施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

(国土保全／土地利用)

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

(交通・物流)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難するために、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

【住民等への情報伝達】 【総務部、企画部、県土整備部】

- 住民等への迅速かつ確実な災害情報の伝達や県民が必要とする災害情報の充実に向け、災害発生時に情報を一斉に迅速かつ的確に周知することのできる市町村防災行政無線（同報系）の整備率向上とデジタル化を、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などにより促進するとともに、Ｌ－アラートの早期導入・適切な運用による情報発信やホームページ、Twitterなど情報発信の多様化を図る。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害時における行政機関相互の通信手段の確保】 【総務部】

- 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【山地防災情報の周知】 【環境森林部】

- 地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、国の制度等の活用により、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む。
（国土保全／土地利用）

【防災情報の精度向上及び迅速な提供】 【県土整備部】

- 関係機関や県民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、土砂災害警戒情報や道路の被災状況、交通規制状況、河川水位情報等の防災情報の精度向上や迅速な提供を行う。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善や、道路情報提供装置等の整備、改修を行う。
（交通・物流）（国土保全／土地利用）

【避難勧告等の発令体制の整備】 【総務部、県土整備部】

- 洪水や土砂災害発生のおそれのある時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村において、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準が早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する。また、その基準を活用して、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害時要配慮者支援】 【総務部、健康福祉部、生活文化スポーツ部】

- 市町村に対し先進事例の紹介等必要な助言を行うことにより、避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進する。同様に、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定について、市町村における取組を促進する。

(保健医療・福祉)

- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や災害時通訳ボランティアの養成、災害時多言語支援センターの運営など、市町村や関係団体等と連携し、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する。

(保健医療・福祉)

【地域防災力の向上】 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難するために、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【防災教育の推進、防災意識の啓発】 【総務部、教育委員会事務局 他】

- 児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要であることから、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

(リスクコミュニケーション)

【防災訓練の充実】 【関係部局等】

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるために、より多くの県民の参加による実践的な各種訓練に取り組む。

(リスクコミュニケーション)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に

自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

(重要業績指標)

[目標] 【総】 L-アラートによる情報発信 準備中 (H28.8.1) → 運用開始 (H29)

【総】 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率 (土砂災害)
81.5% (H27.12.1) → 100% (H29)

【総・健】 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合
40.0% (H27.4.1) → 100% (H29)

【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (H34)

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 - (H27) → 350人 (H31)

【警】 信号機電源付加装置の整備 101台 (H27) → 119台 (H32)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【食料等の備蓄】 【総務部】

- 家庭における3日分以上の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、市町村と連携し、引き続き啓発活動を行う。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 市町村における備蓄について、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 県における備蓄については、災害救助基金を活用した計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【支援物資の供給に係る連携体制等の整備】 【総務部、健康福祉部、産業経済部】

- 災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。
(産業) (保健医療・福祉)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のために締結している埼玉県、新潟県との三県防災協定や福島県、茨城県、栃木県、新潟県との五県防災協定、関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定について、実効性をより高めるため、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を策定する。併せて、関係機関や民間事業者等との連携体制の強化を図り、市町村における受援計画の策定を促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、物流事業者のノウハウや民間倉庫なども考慮した物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する。
(交通・物流)

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 道の駅の新規整備にあたっては、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を速やかに締結し、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等とし

て利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を促進する。

(交通・物流)

【水道施設の耐震化・老朽化対策】 【健康福祉部、企業局】

- 水道施設について、水道事業者間の連携を促し、水道事業全体の経営基盤強化を図ることにより、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

(住宅・都市／環境)

- 県営の上水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から耐震化の工事を進める。

(住宅・都市／環境)

【応急給水体制等の整備】 【健康福祉部、企業局】

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める。

(住宅・都市／環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【ヘリコプターの運航確保】 (総務部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 群馬ヘリポートについて、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行うとともに、非常用発電の更新など老朽化対策を進める。

(交通・物流)

【要配慮者（難病患者等）への医療的支援】 【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要であることから、関係機関と連携を密に取り、引き続き、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定を進める。

(保健医療・福祉)

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活文化スポーツ部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する。

(保健医療・福祉)

(重要業績指標)

- [目標] 【総】 県における受援・応援計画の策定（率） 未策定（H27）→ 策定（H29）
【総】 市町村における受援計画の策定率 0%（H27）→ 100%（H31）
【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5%（H26）→ 49.3%（H33）
【健】 上水道の浄水施設の耐震化率 4.9%（H26）→ 6.4%（H33）
【健】 上水道の配水池の耐震化率 35.4%（H26）→ 37.7%（H33）
【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6%（H27）→ 22%（H34）
【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所（H27）→ 143箇所（H34）
【県】 インターチェンジから15分圏域内の県人口
162.4万人（H27）→ 166.2万人（H31）
【県】 通学路の歩道整備率 84.1%（H27）→ 93%（H34）
【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3%（H27）→ 65%（H34）
【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数
9箇所中5箇所（H27）→ 9箇所（H31）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【孤立のおそれのある集落との通信手段の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した場合に備え、市町村と連携し、集落の基礎データ（世帯数等）を平時から把握するとともに、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【ヘリコプター離着陸可能場所の確保】 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を促進する。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【山地災害の防止、災害に強い交通網整備】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置や森林の整備等により、森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。また、救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、沿道建築物の耐震化、代替道路の整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

（交通・物流）（国土保全／土地利用）

【孤立集落アクセスルートの確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル及びスノーシェッド等の老朽化対策、代替道路の整備などにより、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する。

（交通・物流）

【大雪時における除雪体制の整備】 【県土整備部】

- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

（交通・物流）

【要配慮者（難病患者等）への医療的支援】 【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における

電力確保が必要であることから、関係機関と連携を密に取り、引き続き、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定を進める。

(保健医療・福祉)

[ヘリコプターの運航確保] (総務部、健康福祉部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)

- 群馬ヘリポートについて、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行うとともに、非常用発電の更新など老朽化対策を進める。

(交通・物流)

- ドクターヘリのより効果的な運航を確保するため、国の交付金の活用等により災害拠点病院にヘリポートを整備する。

(保健医療・福祉)

(重要業績指標)

[目標] 【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数

120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数

9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

2-3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足

【災害対応力の強化】 【総務部、健康福祉部、県土整備部、警察本部】

- 消防、警察等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。また、機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化、ドクターヘリの運航体制の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）（産業）
- 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、実践的な訓練の実施などにより、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）
- 救助・救急活動等について、県外から派遣される緊急消防援助隊等の応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について、県が定める受援計画等により、事前に明確化を図る。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）（保健医療・福祉）

【消防関係施設の耐震化】 【総務部】

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設について、耐震化・耐災害性の強化をより一層促進する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 警察施設の耐震化率は、100%（H28）となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う。
（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保】 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。燃料確保のための取組として、現在実施している燃料の在庫数量の確認を継続的に行い、また、石油関連団体と連携を密にしながら燃料の優先供給を実施するため、毎年行っている災害実地訓練を今後も継続していく。また、他県からくる物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、県内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

(産業)

【ヘリコプターの運航確保】 (総務部、健康福祉部、県土整備部)

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)

- 群馬ヘリポートについて、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行うとともに、非常用発電の更新など老朽化対策を進める。

(交通・物流)

- ドクターヘリのより効果的な運航を確保するため、国の交付金の活用等により災害拠点病院にヘリポートを整備する。

(保健医療・福祉)

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 道の駅の新規整備にあたっては、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を速やかに締結し、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を促進する。

(交通・物流)

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進めるとともに、大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の市町村による新規整備に際しては、技術面等の指導を行う。

(住宅・都市／環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確

保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

（交通・物流）（国土保全／土地利用）

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

（重要業績指標）

[目標] 【総】 緊急消防援助隊への登録数 90隊（H27）→ 97隊（H30）

【総】 自主防災組織の組織率 83.2%（H27）→ 100%（H34）

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 —（H27）→ 350人（H31）

【警】 信号機電源付加装置の整備 101台（H27）→ 119台（H32）

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6%（H27）→ 22%（H34）

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所（H27）→ 143箇所（H34）

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口

162.4万人（H27）→ 166.2万人（H31）

【県】 通学路の歩道整備率 84.1%（H27）→ 93%（H34）

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3%（H27）→ 65%（H34）

2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

【病院、社会福祉施設の耐震化】 【こども未来部、健康福祉部、病院局】

- 耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することにより、その活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。
(保健医療・福祉)

【災害拠点病院の体制強化】 【健康福祉部】

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院については、全17病院中、移転新築予定の1病院を除き、全てが耐震化済みであるが、引き続き国の交付金の活用等により、防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）の強化を図る。
(保健医療・福祉)
- 老朽化が進む前橋赤十字病院の移転新築にあたり、国の補助金・交付金の活用等により、同病院の持つ災害時広域搬送拠点、基幹災害拠点病院、高度救命救急センター等の機能の充実に図る。
(保健医療・福祉)

【災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援】 【健康福祉部】

- 災害医療体制の整備のため、今後も群馬DMAT研修の実施等を通じて、DMAT養成を推進する。
(保健医療・福祉)

【災害医療に関わる人材の育成】 【健康福祉部】

- 災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要がある。災害医療コーディネート研修等の実施により、引き続き、災害医療・救急救護等に携わる人材の計画的な確保・育成の取組を進める。
(保健医療・福祉)

【ヘリコプターの運航確保】 （総務部、健康福祉部、県土整備部）

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信) (保健医療・福祉)
- 群馬ヘリポートについて、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行うとともに、非常用発電の更新など老朽化対策を進める。
(交通・物流)

- ドクターヘリのより効果的な運航を確保するため、国の交付金の活用等により災害拠点病院にヘリポートを整備する。

(保健医療・福祉)

【災害福祉支援ネットワークの推進】 【こども未来部、健康福祉部】

- 社会福祉施設が被災した場合の相互応援について協定を締結(H27)しているが、今後は、協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る。

(保健医療・福祉)

- 災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

(保健医療・福祉)

【福祉避難所の指定、周知】 【総務部、健康福祉部】

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、先進事例の紹介や助言等による市町村支援を通じ、市町村が行う福祉避難所の指定を促進する。

(保健医療・福祉)

- 災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、市町村の実情を踏まえた必要な助言を行い、市町村における住民に対する福祉避難所に関する情報の周知を促進する。

(保健医療・福祉)

【緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保】 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。燃料確保のための取組として、現在実施している燃料の在庫数量の確認を継続的に行い、また、石油関連団体と連携を密にしながら燃料の優先供給を実施するため、毎年行っている災害実地訓練を今後も継続していく。また、他県からくる物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、県内各給油所及び関係機関へ周知を図る。

(産業)

【「道の駅」の防災拠点化】 【県土整備部】

- 道の駅の新規整備にあたっては、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を速やかに締結し、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、「道の駅」の防災拠点化を促進する。

(交通・物流)

【都市公園の整備】 【県土整備部】

- 自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進め

るとともに、大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の市町村による新規整備に際しては、技術面等の指導を行う。

(住宅・都市／環境)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

(重要業績指標)

[目標] 【健】 災害拠点病院の耐震化率 94.1% (H27) → 100% (H30)

【健】 病院の耐震化率 77.1% (H27.9.1) → 80.0% (H31)

【健・こ】 社会福祉施設の耐震化率 87.9% (H26) → 95.0% (H32)

【健】 日本DMATの養成 46チーム (H27) → 54チーム (H31)

【総・健】 福祉避難所を指定した市町村の割合

65.7% (H28.11.10) → 100% (H30)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数

120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】 インターチェンジから15分圏域内の県人口

162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数

9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【感染症対策】 【健康福祉部】

- 災害時における感染症の発生防止のため、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を促進する。予防接種については、市町村や医師会等関係機関と連携し、広報誌やマスコミ等を通じて、予防接種に関する周知を図り、定期的予防接種の勧奨に努める。
(保健医療・福祉)
- 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを実施するための体制整備を図る。
(保健医療・福祉)
- 感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施する感染症制御チーム（ICAT）結成の検討を進めるとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。
(保健医療・福祉)

【家畜防疫】 【農政部】

- 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備する。
(産業)

【汚水処理施設の耐震化・老朽化対策】 【県土整備部】

- 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、県有の下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市町村の下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を支援する。
(住宅・都市／環境)
- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策の促進を支援する。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換促進を支援する。
(住宅・都市／環境)

【事業継続計画（下水道BCP）の策定】 【県土整備部】

- 大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるよう、下水道BCP未策定の14市町村における計画策定を促進するための支援を行う。また、県管理の流域下水道のBCPを適切に運用するために、適宜フォローアップを行うとともに、市町村とも連携を図る。
(住宅・都市／環境)

(重要業績指標)

- [現状] 【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率
 第1期 96.0% 第2期 94.9% (H27)
 → 第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)
 【県】 下水管路の耐震化率 98.4% (H27) → 100% (H31)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発

[災害警備本部機能の強化] 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 警察施設の耐震化率は、100% (H28) となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

[被留置者の逃走・事故防止] 【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定の上、護送訓練を実施する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【災害に備えた道路環境の整備】 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

(重要業績指標)

[目標] 【警】 信号機電源付加装置の整備台数 101台 (H27) → 119台 (H32)

3-2 県・市町村の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【業務継続計画の策定、見直し】 【総務部】

- 大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、県業務継続計画を継続的に見直し、実効性の向上を図る。また、市町村における業務継続計画について、国のガイドラインの周知や研修の活用を図り、策定及び継続的な見直しを促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【県ICT部門における業務継続体制の整備】 【企画部】

- 大規模自然災害発生時においても、重要システムに依存する業務が継続できるよう、毎年度、各重要システムにおいて、当該システムによる業務継続を阻害する要因（脆弱性）の評価、脆弱性解消対策の実施状況確認及び脆弱性の解消に向けた取組計画の見直しを行い、その結果を群馬県ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）に反映して、計画の実効性の向上を図る。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【県及び市町村庁舎の耐震化】 【総務部】

- 大規模地震等の災害発生時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎等14棟について、耐震化は完了しており、今後は、吊り天井やエレベーターの耐震対策を実施する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)
- 市町村における災害応急対策の拠点となる市町村庁舎について、国の交付金や起債制度の活用などにより、耐震化に向けた取組を一層促進する。また、併せて吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【大規模災害時における広域連携】 【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のため締結している埼玉県、新潟県との三県防災協定や福島県、茨城県、栃木県、新潟県との五県防災協定、関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定について、協定の実効性をより高めるため、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を策定する。併せて、関係機関や民間事業者等との連携体制の強化を図り、市町村における受援計画の策定を促進する。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【応急対策物資等の調達】 【会計局】

○ 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を策定（改訂版）したところである。今後、大規模災害時において各所属が迅速な対応をとれるよう、説明会等を通じて当該マニュアルについて周知し、実効性の向上を図る。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【災害時における行政機関相互の通信手段の確保】 【総務部】

○ 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する。

（行政機能／警察・消防等／教育／情報通信）

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

○ 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狹隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

（交通・物流）（国土保全／土地利用）

（重要業績指標）

【目標】 【総】 市町村における業務継続計画の策定率

25.7%（35市町村中9市町）（H28.4.1）→ 100%（H32）

【総】 県における受援・応援計画の策定（率） 未策定（H27）→ 策定（H29）

【総】 市町村における受援計画の策定率 0%（H27）→ 100%（H31）

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6%（H27）→ 22%（H34）

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所（H27）→ 143箇所（H34）

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口

162.4万人（H27）→ 166.2万人（H31）

【県】 通学路の歩道整備率 84.1%（H27）→ 93%（H34）

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3%（H27）→ 65%（H34）

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

【企業の事業継続計画（BCP）策定の促進】 【産業経済部】

- 大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、企業訪問による個別策定支援や少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。
(産業)

【人材育成を通じた農業経営の体質強化】 【農政部】

- 大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化する。
(産業)

【事業者への金融支援】 【環境森林部、農政部、産業経済部】

- 被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。
(産業)

【エネルギー供給体制の整備】 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPGガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。
(産業)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、国土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。
(交通・物流) (国土保全／土地利用)

(重要業績指標)

[目標] 【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定数

121社 (H28.9.30) → 150社 (H30)

【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数

120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】インターチェンジから15分圏域内の県人口

162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数

9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

4-2 食料等の安定供給の停滞

【農業生産基盤の整備】 【農政部】

- 農業用水の安定供給を確保するため、県で造成した基幹農業水利施設について、施設管理者と協議・調整のうえで、国の事業制度等を有効に活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施する。
(国土保全／土地利用)
- 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼすおそれのある基幹農業水利施設について、国の事業制度の活用により地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する。併せて周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しを行う。
(国土保全／土地利用)
- 自然災害発生時の迅速な対応により農業生産への影響を最小限に留めるため、施設管理者に対して業務継続計画（BCP）の必要性、有効性等の周知及び策定を支援する。
(国土保全／土地利用)
- 農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき国の補助事業制度を活用し、計画的に推進する。
(産業)
- 農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有していることから、国の補助事業制度の活用により関係市町村との連携を強化して農道保全対策計画に基づいた整備を進める。
(交通・物流)

【被災農地等の早期復旧支援】 【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図り、国の補助事業制度及び県単独事業を活用した災害復旧事業を支援する。
(産業) (国土保全／土地利用)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速

な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。
(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(重要業績指標)

[目標] 【農】 基幹農業水利施設の保全対策着手地区 16地区 (H27) → 32地区 (H31)

【農】 農業水利施設の耐震性能確認率 0% (H27) → 100% (H31)

【農】 業務継続計画を策定した土地改良区数

1土地改良区 (H27) → 9土地改良区 (H31)

【農】 基盤整備率 (水田・畑) 61% (H26) → 63% (H31)

【県】 市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数

120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】 インターチェンジから15分圏内の県人口

162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数

9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【エネルギー供給体制の整備】 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。
(産業)

【再生可能エネルギーの導入促進】 【環境森林部】

- 平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が増加している。本県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、設備導入や事業化の検討を支援するなど、導入拡大に向けた取組を推進する。
(産業)
- 非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進する。
(産業)
- 電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に進むよう、引き続き情報把握に努める。
(産業)

【県企業局（電気事業）の災害対応力の強化】 【企業局】

- 災害時にも発電所が稼働できるよう県企業局事業継続計画（BCP）や災害時における燃料の確保等体制について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る。
(産業)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業等）、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速

な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全/土地利用)

(重要業績指標)

[目標] 【環】再生可能エネルギー導入量 40億kWh/年 (H26) → 52億kWh/年 (H31)

【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】インターチェンジから15分圏内の県人口
162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【農】基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数
9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

5-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常濁水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）

【水道施設の耐震化・老朽化対策】 【健康福祉部、企業局】

- 水道施設について、水道事業者間の連携を促し、水道事業全体の経営基盤強化を図ることにより、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。
(住宅・都市／環境)
- 県営の上水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から耐震化の工事を進める。
(住宅・都市／環境)

【工業用水道施設の耐震化・老朽化対策】 【企業局】

- 県営の工業用水道施設について、優先的に実施する必要性が高い水管橋から、耐震化を進める。
(産業)

【県企業局（水道事業、工業用水道事業）の災害対応力の強化】 【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画（BCP）について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る。
(住宅・都市／環境) (産業)

（重要業績指標）

[目標] 【健】 上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5% (H26) → 49.3% (H33)

【健】 上水道の浄水施設の耐震化率 4.9% (H26) → 6.4% (H33)

【健】 上水道の配水池の耐震化率 35.4% (H26) → 37.7% (H33)

【企業】 県工業用水道施設（水管橋）の耐震化率 88.2% (H27) → 100% (H29)

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【汚水処理施設の耐震化・老朽化対策】 【県土整備部】

- 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、県有の下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市町村の下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を支援する。

(住宅・都市／環境)

- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策の促進を支援する。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換促進を支援する。

(住宅・都市／環境)

【事業継続計画（下水道BCP）の策定】 【県土整備部】

- 大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるよう、下水道BCP未策定の14市町村における計画策定を促進するための支援を行う。また、県管理の流域下水道のBCPを適切に運用するために、適宜フォローアップを行うとともに、市町村とも連携を図る。

(住宅・都市／環境)

(重要業績指標)

[目標] 【県】 下水管路の耐震化率 98.4% (H27) → 100% (H31)

5-4 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【群馬がはばたくための7つの交通軸構想】 【県土整備部】

- 7つの交通軸の主軸（上信自動車道、西毛広域幹線道路、国道122号など）の整備とともに、主軸とスマートICを含む高速インターチェンジなどを結ぶ交差道路の整備を推進することで、県内外から被災地域への、円滑かつ迅速な救急・救命活動や緊急物資の輸送、復旧・復興を支援するための、広域的な道路ネットワークの強化を図る。
(交通・物流)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化(連続立体交差事業等)、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。
(交通・物流) (国土保全／土地利用)

【道路施設の老朽化対策】 【県土整備部】

- 道路施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保、トータルコストの縮減や、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。
(交通・物流)

【鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備】 【県土整備部】

- 発災時の鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するため、経営基盤が脆弱で独自の危機管理体制整備が難しい鉄道や路線バス事業者に対して車両や従業員の確保等を支援する。
(交通・物流)
- 災害発生時の鉄道被害を最小限に抑えるため、鉄道事業者による施設の耐震化等の防災対策を支援する。
(交通・物流)

(重要業績指標)

【目標】 【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)

【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数

120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)

【県】 インターチェンジから15分圏域内の県人口

162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)

【県】 通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)

【県】 歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)

【農】 基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数

9箇所中5箇所 (H27) → 9箇所 (H31)

6 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】 【農政部】

- 地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、県内に存在するため池505箇所について、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう市町村が策定するハザードマップの作成支援に取り組む。特に、「防災重点ため池」と位置づけた耐震検証に優先的に取り組むため池126箇所について、その取組を重点的に推進する。
(国土保全／土地利用)
- 老朽化や耐震性等の堤体の安全性が危惧されるため池について、計画的に改修に取り組む。
(国土保全／土地利用)

【総合的な治水・土砂災害対策】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 治水、土砂災害防止施設の整備等を進めているが、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。
(国土保全／土地利用)

【治山施設の機能維持】 【環境森林部】

- 治山施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む。
(国土保全／土地利用)

【森林の整備】 【環境森林部】

- 森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する。
(国土保全／土地利用)

【農地の保全】 【農政部】

- 地すべり防止施設について、機能確保のために適切な維持管理を実施する。また、施設の長寿命化を図るための機能保全計画を策定し、農地保全を図る。
(国土保全／土地利用)

【治水施設の機能保全・老朽化対策】 【県土整備部】

- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着

実に進める。

(国土保全／土地利用)

- 河川構造物(排水機場、水門、ダム等)を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

(国土保全／土地利用)

【土砂災害防止施設の機能保全・老朽化対策】 【県土整備部】

- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による整備を進める。

(国土保全／土地利用)

- 施設背面への土砂の堆積等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性が高くなることから、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進める。

(国土保全／土地利用)

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を行う必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

(国土保全／土地利用)

【緊急輸送道路等の確保】 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕及び路面下空洞対策、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化(連続立体交差事業等)、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

(交通・物流) (国土保全／土地利用)

(重要業績指標)

【目標】 【農】 防災重点ため池の耐震検証の進捗率 38.9% (H27) → 78.6% (H31)

【農】 防災重点ため池のハザードマップ作成の進捗率

23.0% (H27) → 72.2% (H31)

- 【県】市街地の幹線道路の無電柱化率 13.6% (H27) → 22% (H34)
- 【県】緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数
120箇所 (H27) → 143箇所 (H34)
- 【県】インターチェンジから15分圏域内の県人口
162.4万人 (H27) → 166.2万人 (H31)
- 【県】通学路の歩道整備率 84.1% (H27) → 93% (H34)
- 【県】歩道のバリアフリー化率 58.3% (H27) → 65% (H34)
- 【県】洪水により氾濫が想定される区域の面積 81.5km² (H27) → 54.8km² (H31)
- 【県】土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 39% (H27) → 100% (H31)

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

【有害物質の拡散・流出防止対策】 【環境森林部】

- 災害によって有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促すとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置等を連携して的確に行うことができる体制を構築し、その機能が発揮できるよう下流を含めた関係機関に働きかける。

(住宅・都市環境)

- 災害によって有害物質が大気中へ拡散することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設の設置者に対して広報活動等により法令に則った施設の維持管理についての啓発を行う。

(住宅・都市環境)

【有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練】 【総務部】

- 化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【治山施設等の整備・機能維持】 【環境森林部】

- 林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を進める。
(国土保全／土地利用)

【森林の整備】 【環境森林部】

- 森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する。
(国土保全／土地利用)

【農業の担い手に対する農地集積・集約化】 【農政部】

- 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる。
(産業)

【耕作放棄地の発生抑制と再生支援】 【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら荒廃農地の発生防止と解消を図る。
(産業)

【地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）】 【農政部】

- 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援し、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする。
(国土保全／土地利用)

(重要業績指標)

- [目標] 【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落率 68.4% (H27) → 70.4% (H30)
- 【環】 民有林治山事業施工面積 370ha (H27) → 600ha (H31)
- 【環】 間伐等森林整備面積 2,790.0ha (H27) → 3,500.0ha (H31)
- 【農】 多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数
395集落 (H27) → 478集落 (H31)

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【風評被害等の防止に向けた正確な情報発信】 【関係部局等】

- 地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。
(リスクコミュニケーション)

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で

きる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策の推進】 【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図る必要があることから、群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定した。

県内各市町村における、災害廃棄物処理計画の策定率は2.9%（H27）となっており、全国平均の33%（H26）と比べて低いことから、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、域内における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のための方針である市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援する。

（住宅・都市／環境）

【被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知】 【環境森林部】

- 災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。また、関係機関と協議して災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制の構築を図る。

（住宅・都市／環境）

（重要業績指標）

[目標] 【環】 県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 2.9%（H27） → 34%（H31）

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備】 【生活文化スポーツ部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する。
(保健医療・福祉)

【農林業の担い手の確保・育成】 【環境森林部、農政部】

- 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。また、就農相談会や農業体験等の実施により、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する。
(産業)
- 林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、国の制度を活用した緑の雇用事業やぐんま林業学校（林業基礎コース及び林業技能向上コース）の開催等により、林業事業者や林業従事者に対する就業支援の充実と新規就業者の確保・育成に取り組む。
(産業)

【建設業の担い手の確保・育成】 【県土整備部】

- 大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組む。
(産業)

【道路施設等の応急復旧体制の整備】 【県土整備部】

- 災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備する。
(交通・物流)
- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。
(交通・物流)
- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要

な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。
(国土保全／土地利用)

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域コミュニティ力の強化】 【総務部、企画部、農政部、県土整備部】

- 「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、「ぐんま”まちづくり”ビジョン」の推進に向けた市町村の支援等により、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの強化を図る。
(住宅・都市／環境)
- 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。
(国土保全／土地利用)
- ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する。
(住宅・都市／環境)

【自主防災組織の結成・活性化】 【総務部】

- ぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより、災害による被害を最小限にとどめるために重要な役割を担う自主防災組織の結成・活性化を図り、地域防災力の向上を図る。
(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

【応急仮設住宅の早期提供・運営】 【県土整備部】

- 災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、不動産関係3団体との協定を活用した民間賃貸住宅の借り上げや、市町村との調整により確保している建設予定地での建設を円滑に進めるため、応急仮設住宅の供給マニュアルの整備などの取組を進める。
(住宅・都市／環境)

【地籍調査の推進】 【農政部】

- 大規模災害を受けた住宅や基幹インフラ、地域コミュニティの崩壊など被災地の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要があり、国土調査法に基づき、国の補助金を活用した市町村支援や啓発活動の充実により、地籍調査を推進する。
(国土保全／土地利用)

【災害警備本部機能の強化】 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。

(行政機能／警察・消防等／教育／情報通信)

(重要業績指標)

[目標] 【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (H34)

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの数 一人 (H27) → 350人 (H31)

【農】 地籍調査の進捗率 34.4% (H27) → 36.0% (H31)

【県】 市街化区域内人口密度 64.3人/ha (H27) → 60人/haの維持 (H34)

【別紙5】

重要業績指標一覧（計画策定時点）

※現状値及び目標値は、（）内の年度末時点の値を記載
 年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載
 ※担当部局等は以下の略称で記載
 総務：総務部、企画：企画部、生活：生活文化スポーツ部、こども：こども未来部、健康：健康福祉部、環森：環境森林部、農政：農政部、産経：産業経済部、県土：県土整備部、会計：会計局、企業：企業局、病院：病院局、教育：教育委員会事務局、警察：警察本部

【個別施策分野】

① 行政機能／警察・消防等／教育／情報通信

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
市町村における業務継続計画の策定率	25.7% (H28.4.1)	100% (H32)	総務
指定緊急避難場所を指定した市町村の割合	62.9% (H28.11.10)	100% (H30)	総務
指定避難所を指定した市町村の割合	65.7% (H28.11.10)	100% (H30)	総務
市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率（土砂災害）	81.5% (H27.12.1)	100% (H29)	総務
緊急消防援助隊への登録数	90隊 (H27)	97隊 (H30)	総務
信号機電源付加装置の整備	101台 (H27)	119台 (H32)	警察
県における受援・応援計画の策定	未策定 (H27)	策定 (H29)	総務
市町村における受援計画の策定率	0% (H27)	100% (H31)	総務
家具類の固定率	3.8% (H28.6.17)	50% (H34)	総務
住宅用火災警報器の設置率	67.1% (H28.6.1)	毎年度5%増加	総務
自主防災組織の組織率	83.2% (H27)	100% (H34)	総務
ぐんま地域防災アドバイザーの数	－ (H27)	350人 (H31)	総務
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（公立）	90.5% (H27)	100% (H30)	教育

学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合（私立）	45.5%（H25）	100%（H31）	総務
L-アラートによる情報発信	準備中（H28.8.1）	運用開始（H29）	総務

② 住宅・都市／環境

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
住宅の耐震化率	80.5%（H27）	95%（H32）	県土
多数の者が利用する建築物の耐震化率	82.6%（H26）	95%（H32）	県土
市街地整備率	23.7%（H27）	29%（H34）	県土
被災宅地危険度判定士登録者数	839名（H27）	800名（H34）	県土
被災建築物応急危険度判定士登録者数	1,770名（H27）	2,000名（H32）	県土
上水道の基幹管路の耐震適合率	41.5%（H26）	49.3%（H33）	健康
上水道の浄水施設の耐震化率	4.9%（H26）	6.4%（H33）	健康
上水道の配水池の耐震化率	35.4%（H26）	37.7%（H33）	健康
下水管路の耐震化率	98.4%（H27）	100%（H31）	県土
市街化区域内人口密度	64.3人／ha（H27）	60人／haの維持（H34）	県土
県内市町村災害廃棄物処理計画策定率	2.9%（H27）	34%（H31）	環森

③ 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
災害拠点病院の耐震化率	94.1%（H27）	100%（H30）	健康
病院の耐震化率	77.1%（H27.9.1）	80.0%（H31）	健康
社会福祉施設の耐震化率	87.9%（H26）	95.0%（H32）	こども健康
日本DMA Tの養成	46チーム（H27）	54チーム（H31）	健康

福祉避難所を指定した市町村の割合	65.7% (H28. 11. 10)	100% (H30)	総務 健康
避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合	40.0% (H27. 4. 1)	100% (H29)	総務 健康
予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率	第1期 96.0% 第2期 94.9% (H27)	第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)	健康

④ 産業

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
再生可能エネルギー導入量	40億kWh/年 (H26)	52億kWh/年 (H31)	環森
県工業用水道施設（水管橋）の耐震化率	88.2% (H27)	100% (H29)	企業
群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定数	121社 (H28. 9. 30)	150社 (H30)	産経
基盤整備率（水田・畑）	61% (H26)	63% (H31)	農政

⑤ 交通・物流

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
市街地の幹線道路の無電柱化率	13.6% (H27)	22% (H34)	県土
緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数	120箇所 (H27)	143箇所 (H34)	県土
インターチェンジから15分圏内の県人口	162.4万人 (H27)	166.2万人 (H31)	県土
通学路の歩道整備率	84.1% (H27)	93% (H34)	県土
歩道のバリアフリー化率	58.3% (H27)	65% (H34)	県土
基幹的な農道の耐震化が図られた橋梁数	9箇所中5箇所 (H27)	9箇所 (H31)	農政

⑥ 国土保全／土地利用

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
洪水により氾濫が想定される区域の面積	81.5km ² (H27)	54.8km ² (H31)	県土

土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率	39% (H27)	100% (H31)	県土
山腹崩壊危険地区内の危険箇所対策数 (対象：地区内に要配慮者利用施設が分布する箇所)	3箇所 (H27)	全箇所 (12箇所) (H34)	環森
周辺の森林で治山事業が実施された集落率	68.4% (H27)	70.4% (H30)	環森
民有林治山事業施工面積	370ha (H27)	600ha (H31)	環森
間伐等森林整備面積	2,790.0ha (H27)	3,500.0ha (H31)	環森
防災重点ため池の耐震検証の進捗率	38.9% (H27)	78.6% (H31)	農政
防災重点ため池のハザードマップ作成の進捗率	23.0% (H27)	72.2% (H31)	農政
洪水ハザードマップの対象区域拡大等支援のための浸水想定区域図の拡充箇所数	0箇所 (H27)	19箇所 (H29)	県土
基幹農業水利施設の保全対策着手地区	16地区 (H27)	32地区 (H31)	農政
農業水利施設の耐震性能確認率	0% (H27)	100% (H31)	農政
業務継続計画を策定した土地改良区数	1土地改良区 (H27)	9土地改良区 (H31)	農政
多面的機能の維持・発揮が図られた農業集落数	395集落 (H27)	478集落 (H31)	農政
地籍調査の進捗率	34.4% (H27)	36.0% (H31)	農政

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
自主防災組織の組織率	83.2% (H27)	100% (H34)	総務
ぐんま地域防災アドバイザーの数	— (H27)	350人 (H31)	総務

重要業績指標一覧（令和6年3月時点）

※現状値及び目標値は、（）内の年度末時点の値を記載
 年度末時点の値が不明な場合は、（）内に基準日を記載

※担当部局等は以下の略称で記載

知事：知事戦略部、総務：総務部、地域：地域創生部、生活：生活子ども部、健康：健康福祉部、環森：環境森林部、農政：農政部、産経：産業経済部、県土：県土整備部、会計：会計局、企業：企業局、病院：病院局、教育：教育委員会事務局、警察：警察本部

【個別施策分野】

① 行政機能／警察・消防等／教育／情報通信

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
市町村における業務継続計画の策定率	97% (R4)	100% (R4)	総務
緊急消防援助隊への登録数	103隊 (R4)	104隊 (R5)	総務
機能別消防団の導入団数	15団 (R4)	17団 (R7)	総務
信号機電源付加装置の整備・更新	128基 (R4)	134基、8基更新 (R7)	警察
市町村における受援計画の策定率	57.1% (R4)	100% (R5)	総務
自主防災組織の組織率	90.9% (R4)	100% (R9)	総務
ぐんま地域防災アドバイザーの市町村設置率	94.3% (R4)	100% (R7)	総務
住宅用火災警報器の設置率	前年度比6.2%増加 (80.2% (R4))	毎年度5%増加 (67.1%(H28.6.1))	総務
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立)	国の調査に合わせ隔年で評価 (R4)	100% (R6)	生活
学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立)	100% (R4)	100%維持 (毎年度末)	教育

② 住宅・都市／環境

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
住宅の耐震化率	89% (R4)	95% (R7)	県土
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	69% (R4)	95% (R7)	県土
土地区画整理完了率	83% (R4)	91% (R11)	県土
上水道の基幹管路の耐震適合率	42.3% (R3)	48.5% (R13)	健康
上水道の浄水施設の耐震化率	20.2% (R3)	22.3% (R13)	健康
上水道の配水池の耐震化率	49.5% (R3)	52.8% (R13)	健康
市街化区域内人口密度	67.3人/ha (R4)	60人/haの維持 (R11)	知事 県土
県内市町村災害廃棄物処理計画策定率	65.7% (R4)	100% (R12)	環森

③ 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
病院の耐震化率	85.8% (R4)	88.2% (R11)	健康
社会福祉施設等の耐震化率	93.8% (R3)	95.2% (R7)	健康
日本DMATの養成	65チーム (R4)	72チーム (R11)	健康
水害に係る要配慮者利用施設の避難確保計画策定の進捗率	100% (R4)	100% (R3)	県土
土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難確保計画策定の進捗率	100% (R4)	100% (R3)	県土
予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率	第1期 95.2% 第2期 94.6% (R4)	第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)	健康
優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合	37.1% (R4)	100% (R7)	総務
高齢者施設における事業継続計画 (BCP) の策定率	34% (R4)	100% (R5)	健康
障害児者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率	46.7% (R4)	100% (R5)	健康

④ 産業

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
再生可能エネルギー導入量	65億kWh/年 (R4)	77kWh/年 (R12末)	知事
群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数	580社 (R4)	607社 (R5)	産経
生産基盤整備事業を契機に担い手へ集積する農地面積	460ha (R4)	517ha (R7)	農政

⑤ 交通・物流

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率	76% (R4)	80% (R11)	県土
通学路の歩道整備率	84% (R4)	100% (R11)	県土
中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率	82% (R4)	100% (R11)	県土
緊急輸送道路における落石等対策の進捗率	90% (R4)	100% (R11)	県土
災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率	83% (R4)	94% (R11)	県土
防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率	80% (R4)	100% (R11)	県土

⑥ 国土保全／土地利用

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
河川整備計画に基づく河川整備延長	45.7km (R4)	62.7km (R11末)	県土
土砂災害対策推進計画に基づく重点要対策箇所の整備率	30% (R4)	100% (R11末)	県土
令和元年東日本台風で越水・溢水が生じた河川の堤防嵩上げの整備率	69% (R4)	100% (R4)	県土
甚大な被害が想定される利根川ほか5河川(5区間)の河川改修等の整備率	17% (R4)	100% (R6)	県土
水害リスクが軽減される人家戸数	10,486戸 (R4)	35,400戸 (R11)	県土
水害リスクが軽減される産業団地数	1団地 (R4)	11団地 (R11)	県土
土砂災害リスクが軽減される人家戸数	18,952戸 (R4)	21,600戸 (R11)	県土

土砂災害リスクが軽減される要配慮者利用施設数	93施設 (R4)	116施設 (R6)	県土
土砂災害リスクが軽減される避難所数	91施設 (R4)	135施設 (R6)	県土
周辺の森林で治山事業が実施された集落率	63.7% (R4)	66.3% (R5)	環森
民有林治山事業施工面積	40ha (R4)	600ha (R12)	環森
間伐等森林整備面積	1,813ha (R4)	3,100ha (R12)	環森
ハザードマップの作成及び豪雨・地震における詳細調査を完了させる防災重点ため池数	157箇所 (R4)	197箇所 (R7)	農政
基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数	21地区 (R4)	29地区 (R7)	農政
農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積	18,869ha (R4)	20,000ha (R7)	農政
地籍調査の進捗率	35.9% (R4)	36.7% (R7)	農政
危機管理型水位計の整備率 (県内全対象河川・339河川)	98% (R4)	100% (R6)	県土
河川監視カメラの整備率 (県内全対象河川・339河川)	87% (R4)	100% (R6)	県土
水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率	22% (R4)	100% (R11)	県土
土砂災害警戒区域等の見直しの進捗率	0% (R4)	100% (R8)	県土

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション

重要業績指標	現状値	目標値	担当部局等
自主防災組織の組織率 (再掲)	90.9% (R4)	100% (R9)	総務
ぐんま地域防災アドバイザーの市町村設置率 (再掲)	94.3% (R4)	100% (R7)	総務